

## 第3編 災害応急対策計画〔災害応急体制の確立〕

### 第1章 組織計画・初動対応

目的	災害発生後の速やかな初動対応や、災害に伴い必要となる、情報収集・伝達、応急対応等を確実に実行するため災害対策本部の設置、意志決定権限の明確化、動員・参集体制を確立する。
担当部署	全ての課

#### 第1節 災害対策本部の組織編成

震災	風水害	航空	鉄道	道路	林野
----	-----	----	----	----	----

##### 1. 設置基準

市長及び総務部長は本市域に災害が発生し、または発生の恐れがある場合、災害応急対策を速やかに実施するため、次の基準に該当したときは、災害対策基本法 23 条の規定、及び潮来市災害対策本部条例の定めるところにより、潮来市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)を設置する。

表－災害対策本部の設置基準

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>ア. 本市域に大規模な災害が発生する恐れがあるとき</li> <li>イ. 局地的災害が発生したとき</li> <li>ウ. 本市域に大規模な災害が発生したとき</li> <li>エ. 大雨、暴風、暴風雪、大雪特別警報のいずれかが発表されたとき</li> <li>オ. その他の状況により災害対策本部長(以下「本部長」という。)が必要と認めたとき</li> </ul> |
|---|

※第4節 配備体制及び災害対策本部等の設置基準を参照

##### 2. 災害対策本部の廃止

市長は、本市域において災害応急対策がおおむね完了したと認めたとき、その他災害対策本部を設置しておく必要がないと認めたとき、災害対策本部を廃止する。

##### 3. 設置及び廃止の通知

本部長は、災害対策本部を設置し、または廃止したときは、関係機関に通知するとともに、報道機関に発表する。

##### 4. 災害対策本部の組織等

災害対策本部の組織(災害対策本部の組織編成図)、分担業務(事務分掌表)及び運営については「潮来市災害対策本部条例」の定めるところによる。

- ア. 本部長は、市長がその任に当たる

- イ. 副本部長は，副市長，教育長がその任に当たる
- ウ. 本部長は，本部長の指名により，その任に当たる

5. 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は，本庁舎の会議室に設置する。または，災害対策本部を設置したときは，「潮来市災害対策本部」の表示を掲示する。

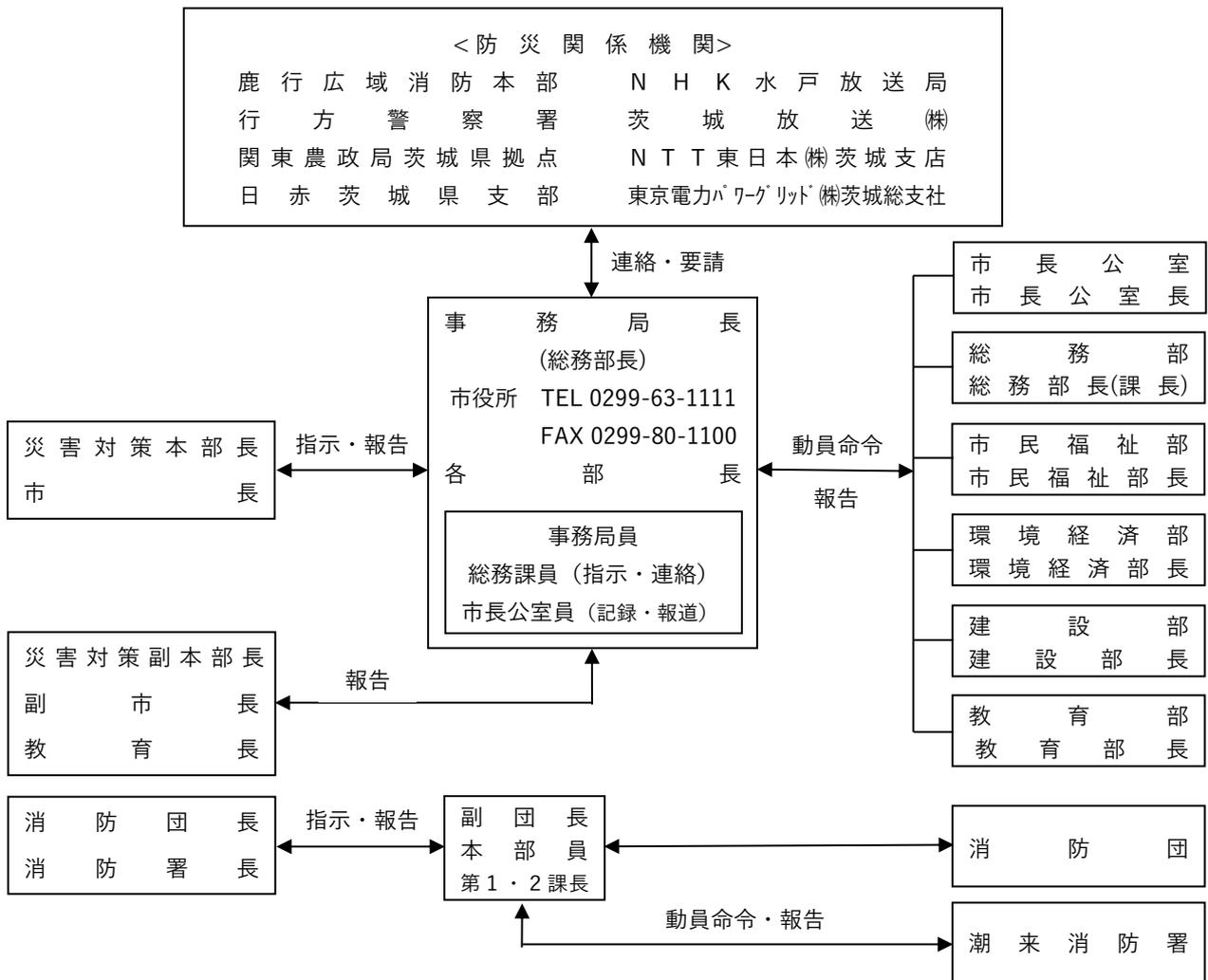
6. 本部会議

本部は災害応急対策に関する基本方針，その他重要事項を審議する。

7. 関係機関に対する要請等

本部長（市長）は事務局長（総務部長）に指示し，災害の状況に応じ関係機関に対して必要な措置を講ずるよう協力を要請し，または本部と当該機関との連絡をするための職員の派遣を要請するものとする。

図－災害対策本部の組織編成図



表一 事務分掌表

部 (部長担当職)	班 ・班長担当職	担当課	事務分掌
市長公室 (総務部長)	市長公室班 ・秘書課長 ・企画政策課長	秘書課員 情報戦略室 企画政策課員 DX 戦略室 企業立地戦略室 行財政改革推進室	1.本部長及び副本部長の秘書に関する事。 2.災害対策本部対応記録作成に関する事。 3.災害対策本部、本部会議に関する事。 4.災害見舞い及び視察者に関する事。 5.防災功労者の表彰に関する事。 6.災害の記録(写真含む)及び広報について。 7.報道機関との連絡調整に関する事。 8.住民及び関係機関からの電話対応に関する事。 9.受理情報の振分けに関する事。 10.各班の被害状況等の取りまとめ及び総括に関する事。 11.災害調査報告に関する事。 12.復興計画に関する事。
総務部 (総務部長) (議会事務局長)	総務班 ・総務課長	総務課員	1.部の災害対策活動の総括に関する事。 2.災害関係職員の動員及び配置に関する事。 3.本部長の決定方針に基づく各班への指示、連絡に関する事。 4.気象その他、情報の収集、伝達に関する事。 5.無線による連絡に関する事。 6.市防災行政無線に関する事。 7.緊急消防援助隊出動要請に関する事。 8.消防団に関する事。 9.物資及び資材の備蓄等に関する事。 10.避難の指示情報及び警戒区域の設定に関する事。 11.茨城県及び関係機関への連絡及び報告に関する事。 12.避難所責任者との連絡調整に関する事。 13.各班の被害状況等報告の受理に関する事。 14.自衛隊、警察、その他関係機関の派遣要請に関する事。 15.交通関係について警察との連絡調整に関する事。 16.無料公衆電話及び「171」伝言ダイヤルの設置について。 17.公務災害補償、被災職員に対する給付及び援助に関する事。 18.J-Alert 等災害関係システムに関する事。
		議会事務局員	1.潮来市議会に関する事。 2.各部に属さない事項に関する事。
	財政班 ・財政課長 ・会計課長	財政課員 会計課員	1.非常書類の持出し等に関する事。 2.災害対策予算その他財政に関する事。 3.災害関係予算に関する事。 4.市有財産の緊急使用に関する事。 5.電源起動車の派遣要請に関する事。 6.車両の管理及び運営に関する事。 7.庁舎関係の被害調査及び復旧に関する事。 8.庁舎の警備に関する事。 9.市有財産の被害状況の把握に関する事。 10.物資の調達(食料等)及び救援物資等の受入に関する事。 11.物資の配分に関する事。 12.物資の在庫管理(記録含む)に関する事。 13.通信回線や通信機器の確保に関する事。 14.LGWANに関する事。

部 (部長担当職)	班 ・班長担当職	担当課	事務分掌
	家屋調査班 ・税務課長	税務課員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.重要書類の持出し等に関する事。</li> <li>2.被害家屋の調査に関する事。</li> <li>3.被災者名簿の作成及び被災証明書の発行に関する事。</li> <li>4.公的徴収金の減免等に関する事。</li> <li>5.他の班の応援に関する事（特に避難施設）。</li> <li>6.被災地域における被害の実態調査に関する事。</li> </ol>
市民福祉部 (市民福祉部長)	福祉班 ・高齢福祉課長 ・社会福祉課長 ・子育て支援課長	高齢福祉課員 社会福祉課員 子育て支援課員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.部の災害対策活動の総括に関する事。</li> <li>2.社会福祉施設の被害調査に関する事。</li> <li>3.日赤茨城県支部医療班の派遣に関する事。</li> <li>4.ボランティアセンターの開設に関する事。</li> <li>5.地元ボランティアの動員及び配置に関する事。</li> <li>6.ボランティア関係の記録に関する事。</li> <li>7.災害救助法に関する事。</li> <li>8.保育園児及び幼稚園児の避難等に関する事。</li> <li>9.応急保育計画に関する事。</li> <li>10.要支援者に対する安全確保及び支援に関する事。</li> <li>11.被災者に対する応急相談及び生活援護に関する事。</li> <li>12.避難住民への避難施設の供与に関する事。</li> <li>13.避難施設での運営補助に関する事。</li> <li>14.福祉避難所の設置に関する事。</li> <li>15.救援物資、見舞金等の配布に関する事</li> <li>16.患者の収容及び被災家屋の消毒に関する事。</li> <li>17.防疫に関する事。</li> <li>18.応急食料品の配送に関する事。</li> <li>19.衣料、生活必需品の配送に関する事。</li> <li>20.民生児童委員との連絡調整に関する事。</li> <li>21.社会福祉協議会との連絡調整に関する事。</li> <li>22.避難行動要支援者名簿に関する記載及び避難確保計画に関する事。</li> </ol>
	医療救護班 ・かすみ保健福祉センター長	センター職員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.災害時の保健活動に関する事。</li> <li>2.医療業務及び医療施設の維持管理に関する事。</li> <li>3.医療助産(救護所の設置)に関する事。</li> <li>4.医療機関との連絡調整に関する事。</li> <li>5.救護所及び相談センターの設置に関する事。</li> <li>6.被災者等の医療救護活動に関する事。</li> <li>7.避難住民の健康相談及び栄養指導等に関する事。</li> <li>8.保健所及び関係機関の連絡に関する事。</li> <li>9.その他医療一般に関する事。</li> <li>10.災害時の感染症対策に関する事。</li> <li>11.食品の衛生に関する事。</li> </ol>
	住民対策班 ・市民課長	市民課員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.非常書類の持出し等に関する事。</li> <li>2.個人情報の保護に関する事。</li> <li>3.避難所開設に関する事。</li> <li>4.避難所責任者の選任に関する事。</li> <li>5.避難所リスト作成及び避難者数の把握について。</li> <li>6.被災者名簿の作成に関する事。</li> <li>7.避難所の運営補助に関する事。</li> <li>8.相談窓口の設置について。</li> </ol>
環境経済部 (環境経済部長)	環境衛生班 ・環境課長	環境課員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.所管施設の被害調査及び復旧に関する事。</li> <li>2.被災地における環境保全及び公害対策に関する事。</li> <li>3.被災地の防疫に関する事。</li> <li>4.災害地の清掃に関する事。</li> <li>5.被災地のゴミ、し尿の収集に関する事。</li> </ol>

部 (部長担当職)	班 ・班長担当職	担当課	事務分掌
			6.仮設風呂の設置に関する事。 7.遺体の収容及び処理に関する事。 8.所管施設利用者の安全確保に関する事。 9.避難住民への避難施設の供与に関する事。 10.大型ゴミ等の仮設置場に関する事。
	産業経済班 ・農政課長 ・観光商工課長 ・農業委員会事務局長	農政課員 観光商工課員 農委事務局員	1.農地の被害調査及び復旧に関する事。 2.農業関係団体との連絡に関する事。 3.農業関連施設等の被害調査及び復旧に関する事。 4.家畜の防疫に関する事。 5.土地改良区及び排水機場との連絡調整について。 6.船溜り樋門の開閉等に関する事。 7.応急食糧品の調達に関する事。 8.死亡家畜及び家きんの処理に関する事。 9.観光施設の災害対策及び被害調査に関する事。 10.中小企業の被害調査及び災害調査に関する事。 11.生活必需品等の救援物資の確保に関する事。 12.被災地の商工業の指導に関する事。 13.被災地の雇用促進に関する事。 14.応急食糧品の配送に関する事（福祉事務所と共同）。 15.衣料、生活必需品の配送に関する事（福祉事務所と共同）
建設部 (建設部長)	都市建設班 ・都市建設課長	都市建設課員	1.部の災害対策活動の総括に関する事。 2.災害復興都市計画に関する事。 3.災害時輸送の総括に関する事。 4.応急復旧資機材の輸送に関する事。 5.輸送関係機関との連絡調整に関する事。 6.警戒区域（土砂災害含む）の巡回に関する事。 7.建設業者との連絡調整に関する事。 8.野外収容施設の設置に関する事。 9.応急仮設住宅の設置に関する事。 10.被災住宅の応急措置に関する事。 11.被災建築物の応急危険度判定に関する事。 12.道路、河川、橋梁等の被害調査及び応急復旧に関する事。 13.所管施設等の応急復旧に関する事。 14.道路等障害物の撤去・除去に関する事。 15.交通遮断箇所及び交通迂回路の調査に関する事。
	上下水道班 ・上下水道課長	上下水道課員	1.飲料水の供給確保に関する事。 2.水の安全な供給に関する事。 3.水道施設の被害調査及び復旧に関する事。 4.給水車の使用に関する事。 5.飲料水兼用耐震性貯水槽に関する事。 6.下水道施設の被害調査及び復旧に関する事。 7.仮設トイレの設置に関する事。 8.滞水・浸水対策の協力に関する事。

部 (部長担当職)	班 ・班長担当職	担当課	事務分掌
教育部 (教育部長)	教育班 ・学校教育課長 ・生涯学習課長	学校教育課員 生涯学習課員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.部の災害対策活動の総括に関する事。</li> <li>2.教育・その他管理施設の被害調査及び復旧に関する事。</li> <li>3.学校への警報伝達及び伝達体制に関する事。</li> <li>4.学校関係の防疫対策に関する事。</li> <li>5.応急教育計画に関する事。</li> <li>6.児童・生徒の安全確保及び避難誘導に関する事。</li> <li>7.教職員の動員に関する事。</li> <li>8.被災児童・生徒に対する教科書等の支給に関する事。</li> <li>9.外国語対応等の人員確保に関する事。</li> <li>10.社会教育施設の応急利用に関する事。</li> <li>11.所管施設利用者の安全確保及び避難誘導に関する事。</li> <li>12.文化財の保護及び復旧に関する事。</li> <li>13.学校施設等の避難所使用に関する事。</li> <li>14.体育施設の応急利用に関する事。</li> <li>15.図書館施設の避難所使用に関する事。</li> <li>16.飲料水兼用耐震性貯水槽に関する事。</li> <li>17.避難者の収容及び世話に関する事。</li> <li>18.公民館施設の避難所使用に関する事。</li> <li>19.食品の供給及びその施設確保に関する事。</li> <li>20.避難住民への炊出しに関する事。</li> </ol>
消防部 (消防団長)	誘導調査及び 災害防除班 ・本部役員	団員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.消防団本部と災害防除班との連絡調整に関する事。</li> <li>2.り災者の避難誘導に関する事。</li> <li>3.巡回パトロール(避難指示発令等)に関する事。</li> <li>4.団本部指令に基づいた災害防除・救助活動に関する事。</li> <li>5.行方不明者の搜索活動に関する事。</li> <li>6.道路・河川・橋梁等の被害調査及び復旧に関する事。</li> </ol>

<b>第2節 職員の動員配備体制の決定</b>	震災	風水害	航空	鉄道	道路	林野
-------------------------	----	-----	----	----	----	----

1. 警戒体制

気象情報、地震情報及び被害情報等に基づく総務部員の報告をもとに、総務部長が職員の動員配備区分の決定基準に基づき決定する。

2. 非常体制

総務部員の報告をもとに、総務部長が状況を市長に報告し、市長が決定する。  
 ただし緊急を要し、総務部長が不在かつ連絡不能の場合は、市民福祉部長が代行する。  
 または、市長が不在かつ連絡不能な場合は副市長が代行する。

3. 決定者

上記1と2の決定者は次のとおりとする。

表－職員の動員配備体制の決定

	決定者	代 決 者	
		1	2
警戒体制	総務部長	市民福祉部長	環境経済部長
非常体制	市 長	副市長	教育長

<b>第3節 職員の動員</b>	震災	風水害	航空	鉄道	道路	林野
------------------	----	-----	----	----	----	----

総務部長は、「第2節 職員の動員配備体制の決定」に基づき、応急対策実施のため、必要な職員の動員を行うものとする。

<b>第4節 配備体制及び災害対策本部等の設置基準</b>	震災	風水害	航空	鉄道	道路	林野
-------------------------------	----	-----	----	----	----	----

1. 職員配備及び災害対策本部等の設置の決定基準

職員配備及び災害対策本部等の設置の決定基準は、災害の状況等により次表「職員配備及び災害対策本部等の設置の決定基準」のとおり定める。

2. 災害対策本部廃止基準

- ア. 事故災害応急対策が概ね完了した場合。
- イ. その他市長が必要なしと認めた場合。

表一職員配備及び災害対策本部等の設置の決定基準(震災)

震災における決定基準				
種類	設置基準等	配備内容	配備人員	災害対策本部
連絡配備	○本市で震度4を記録したとき ●廃止基準 本部長が必要なしと認めた場合	災害関係課等の職員で連絡活動が円滑に行い得る態勢とする。	総務課員	
警戒態勢(事前配備)	○本市で震度5弱を記録したとき ○県から判定会招集連絡を受けたとき ●廃止基準 本部長が必要なしと認めた場合	上記の配備を強化し災害対策本部の設置の場合に備えるものとする。	総務課, 市長公室, 教育委員会, 都市建設課, 農政課, 福祉事務所, 上下水道課及び総務部長の指定する課で, その要員は別に定める。 所属人員の3分の1以下。	
非常態勢第1配備	○本市で震度5弱を記録したとき, かつ地震により局地災害が発生したとき	災害の発生を制御するための措置を強化し, 救助活動及び情報連絡活動等が円滑に行い得る態勢とする。	災害の発生を制御するための措置を強化し, 救助活動及び情報連絡活動等が円滑に行い得る態勢。 所属人員の3分の1。	設置
非常態勢第2配備	○本市で震度5強を記録したとき, かつ地震により大規模な災害が発生した場合	第1配備を強化し各部の所要人員をもって対処する態勢とする。	非常第1配備態勢を強化し各部の所要人員をもって対処する態勢。 所属人員の3分の2。	設置
非常態勢第3配備	○本市で震度6弱以上を記録したとき, かつ市全域にわたり大規模な災害が発生した場合で, 本部長が必要と認めたとき	本部の全員をもって対処する態勢とする。	本部の全員をもって対処する態勢。 所属人員全員。	設置
	●災害対策本部廃止基準 事故災害応急対策が概ね完了した場合, または, その他本部長が必要なしと認めた場合			

表－職員配備及び災害対策本部等の設置の決定基準(風水害)

風水害における決定基準				
種類	設置基準等	配備内容	配備人員	災害対策本部
連絡配備 (事前配備)	○次の注意報の1以上が市内に発表されたとき (1)大雨注意報 (2)洪水注意報 ●廃止基準 上記注意報が解除されたとき	災害関係課等の職員で連絡活動が円滑に行い得る態勢とする。	総務課職員	
警戒態勢	○次の警報の1以上が市内に発表されたとき (1)大雨警報・特別警報 (2)暴風警報・特別警報 (3)洪水警報 ●廃止基準 上記警報が解除されたとき	上記の配備を強化し災害対策本部の設置の場合に備えるものとする。	総務課, 市長公室, 教育委員会, 都市建設課, 農政課, 福祉事務所, 上下水道課及び総務部長の指定する課で, 所属人員の3分の1以下。	
非常態勢 第1配備	○おおむね12時間後に災害が発生する恐れがある場合, 若しくは局地災害が発生した場合, またはその他の状況により市長が必要と認め指令を発したとき	水防, 救助活動及び情報連絡活動等が円滑に行い得る態勢とする。	水防, 救助活動及び情報連絡活動等が円滑に行い得る態勢。所属人員の3分の1。	設置
非常態勢 第2配備	○事態が切迫し, 市内に災害が発生すると予想される場合, 若しくは発生した場合またはその他の状況により本部長が必要と認め指令を発したとき	第1配備を強化し各部の所要人員をもって対処する態勢とする。	非常第1配備態勢を強化し各部の所要人員をもって対処する態勢。所属人員の3分の2。	設置
非常態勢 第3配備	○災害が拡大し, 非常第2配備態勢では対処できない場合, またはその他の状況により本部長が必要であると認め指令を発したとき	本部の全員をもって対処する態勢とする。	本部の全員をもって対処する態勢。所属人員全員。	設置
	●災害対策本部廃止基準 事故災害応急対策が概ね完了した場合, または, その他本部長が必要なしと認めた場合			

表－職員配備及び災害対策本部等の設置の決定基準(危機発生時)

危機発生時における決定基準				
種類	設置基準等	配備内容	配備人員	災害対策本部
警戒態勢 連絡配備 (レベル1)	○危機が発生し、またはそのおそれがある場合(警察・消防署・市民等から連絡を受けたとき)	危機事案の所轄部局で注意体制を敷き、情報収集や危機への対処を行い得る態勢とする。(所管部局長への指示、総務部長への連絡)	部局長 所管部局等職員 総務課職員 (事案内容により、教育委員会、福祉事務所職員)	
非常態勢 (レベル2)	○危機被害の拡大が予想される場合	副市長を本部長とする「危機警戒本部」を設置し、所管部局を中心に警戒態勢を敷き、情報収集や危機への対処を行う。	総務課、市長公室、教育委員会、福祉事務所、都市建設課、農政課、上下水道課、環境課及び総務部長の指定する課で、その要員は別に定める。 (所掌施設に連絡をする)	
非常態勢 (レベル3)	○危機の被害が相当程度拡大、または社会的な影響が大きいく、全庁的な対応が必要な場合	市長を本部長とする「対策本部」を設置し、非常態勢を敷き、情報収集や危機への対処を行う。必要に応じて現地対策本部を設置する。	職員全員	設置

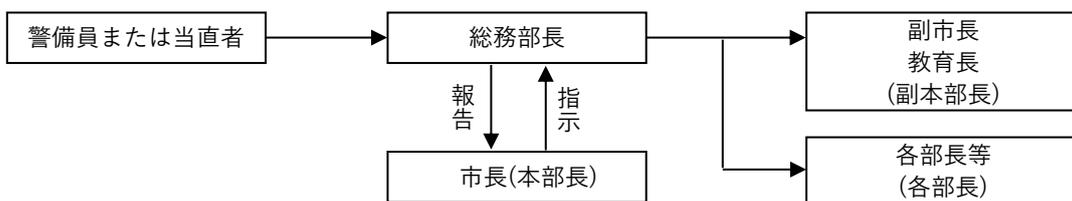
<b>第5節 招集の方法</b>						
	震災	風水害	航空	鉄道	道路	林野

各部における職員の招集は、各部長がそれぞれ実情に即した方法を定めておく。

1. 警備員または当直者のとるべき処置

警備員または当直者は、災害が発生することを察知した場合、または災害が発生した場合には、次により連絡する。

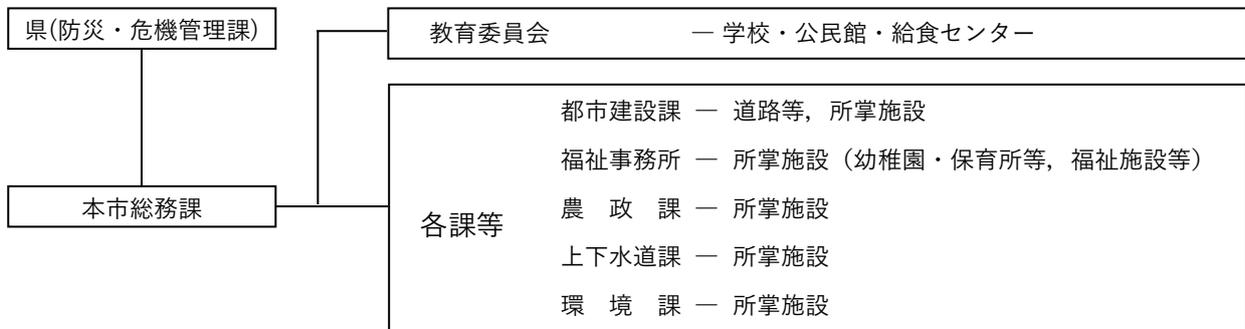
図－警備員または当直者による連絡系統



注: ( )内は災害対策本部職員名称

2. 災害対策本部設置前の招集連絡体制

図－災害対策本部設置前の招集連絡体制



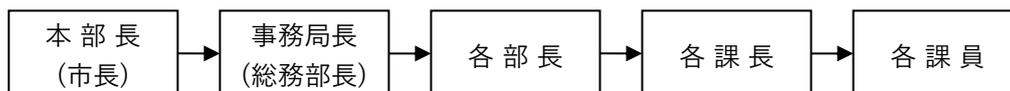
3. 非常配備指令系統

総務部長は、職員の動員配備体制の決定に基づき、応急対策実施のため必要な職員を動員する。

(1)災害対策本部における動員の伝達

- ア. 本部長(市長)が、動員を決定したときは、事務局長(総務部長)は各部長に伝達する。
- イ. 各部長は、本部事務局に本部連絡員を派遣するとともに、各課長に動員体制を整えるよう命ずる。
- ウ. 各課長は、各部長の命に従い動員体制を整えるものとする。
- エ. 動員された職員は、各課長の指示に従い、直ちに防災活動を実施する。

図一 非常配備指令系統



(2) 動員の伝達手段

① 勤務時間中における動員の伝達

a. 勤務時間中における動員の伝達

総務課長は、庁内放送及び庁内電話により職員に対し、動員の伝達をする。

b. 使送による伝達

庁内放送及び庁内電話が使用できない場合は、総務課長は、課員の使送により、各部長に動員の伝達をする。

各部長は各課長に、また、各課長は各課員に伝達する。

② 勤務時間外における動員の伝達

a. 電話による伝達

総務課長は、一般加入電話あるいは携帯電話を用い、各部長、総務課職員に動員の伝達をする。各部長は各課長に、各課長はそれぞれの各課員に、あらかじめ定めている非常連絡系統により一般加入電話及び携帯電話を用いて動員を伝達する。

b. ラジオ・テレビによる伝達

電話による連絡が困難な場合は、市長は、県を通じ、「災害時における放送要請に関する協定」に基づきNHK水戸放送局および株式会社茨城放送に職員の登庁を呼びかけるよう要請する。なお、災害発生のおそれがある場合には、職員はラジオ・テレビ放送を視聴するよう努める。

c. メールマガジンによる伝達

災害情報等を発信する市のメールマガジンからの情報の入手を図るため、市職員及び防災関係組織の職員に対するメールマガジンの登録を推進する。

(3) 動員状況の報告

各部長は、職員の動員状況を速やかに把握し、下記の報告事項を事務局長に報告する。また、事務局長は本部長(市長)に報告する。

表一 報告事項

<ul style="list-style-type: none"> <li>○部・課名</li> <li>○動員連絡済人員数</li> <li>○動員連絡不可能人員数および同地域</li> <li>○登庁人員数</li> <li>○登庁不可能のため最寄りの出先機関に非常参集した人員</li> <li>○その他</li> </ul>
---

#### 4. 勤務時間外における職員の参集

##### (1) 自主参集

職員は、勤務時間外に強い地震(震度5弱及び5強)を感じた場合は、テレビ、ラジオ等を視聴し、状況把握に努めるほか、災害時等非常配備基準及び災害対策本部緊急動員名簿に沿って、自主的に登庁することを基本とするほか、招集を受けたとき直ちに登庁しなければならない。職員は、次の場合、招集の連絡を受ける前であっても、状況判断により直ちに登庁するものとする。

- ①警報の発表を覚知した場合で災害発生のおそれがあると判断した場合
- ②その他災害が発生し、若しくは発生するおそれがあると自ら判断した場合

##### (2) 義務登庁

勤務時間外に大規模な地震(震度6弱以上)が発生した場合は、あらかじめ定められた伝達系統による動員の命令を待たず、職員は、積極的に登庁に努め、登庁次第、本部長(市長)または所属各部課長の指示を受け応急災害活動に従事する。

ただし、災害その他の事情により、所属勤務場所に到達できないときは、最寄りの市施設に参集し、その旨を所属長に報告する。

#### 5. 非常時の措置

職員は、速やかにあらかじめ定められた課所への登庁を目指すこととし、その際、以下の点に留意し、行動するものとする。

#### 6. 参集時の留意事項

職員の参集時における留意点は以下の通りとする。

表－参集時の留意事項

項目	留意点
参集時の服装	・ 応急活動に便利で安全な服装
参集時の携帯品	・ 身分証明書 ・ 飲料水(約1リットル程度) ・ 食糧(3食分程度) ・ 下着 ・ 雨具, 防寒具
参集途上の緊急措置	・ 参集途上において建築物の倒壊または火災等に遭遇した場合、付近住民に協力し、人命救助を第一にするとともに、消防署または警察署に通報する。
被害状況等の報告	・ 参集途上において地域の建築物の倒壊や火災の発生等の状況、道路や交通の状況等の情報を収集し、所定の参集場所に到着しだい所属課長に報告する。

次に掲げる職員は、動員の対象から除外する。

- 平常時における病弱者、身体不自由等で応急活動を実施することが困難であると本部長(市長)が認めた者または災害発生時において急病、負傷等で参集が不能となった者
- その他本部長(市長)が認める職員

7. 災害時協力職員(市OB、警察・自衛隊OB等の動員)

第3動員態勢(非常態勢)の際、速やかな災害対応に必要と認める場合、災害時協力職員の動員を行えるよう、関係者への周知を行う。

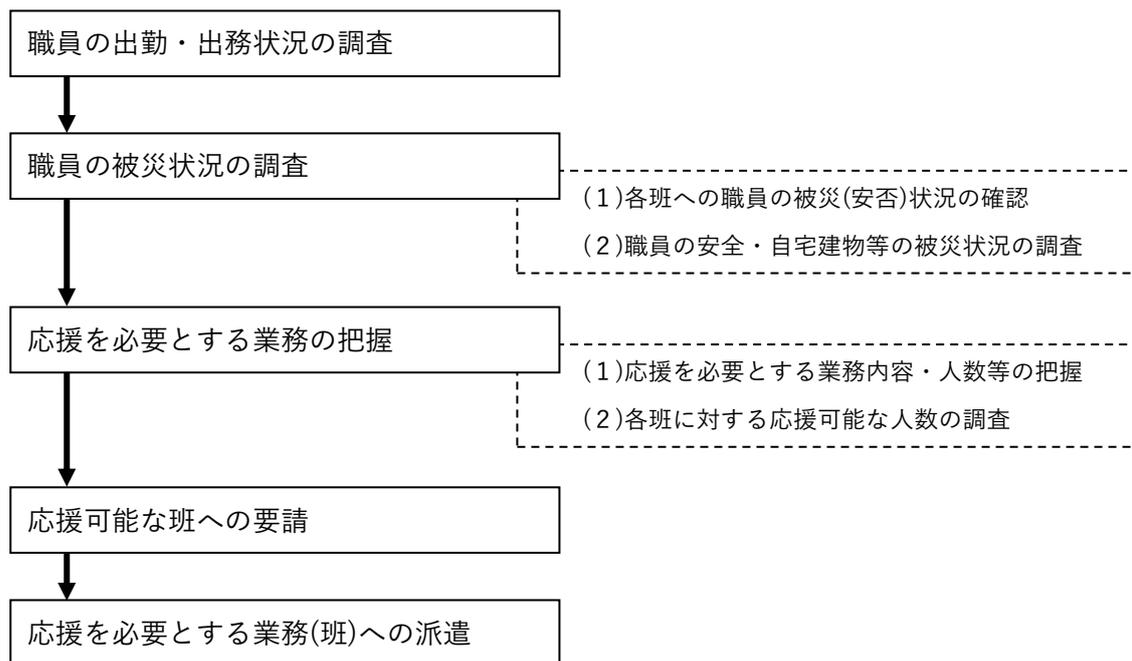
8. 災害対応に必要な人員の調整

災害対応業務は、「第1節災害対策本部の組織編成 4. 災害対策本部の組織等」の「分担業務(事務分掌表)」により対応するが、発災からの時間の経過や災害の程度によっては、分担業務(事務分掌表)に示された班での対応が困難になるとともに、市民のニーズや必要な対応業務の内容が変化することなどから、人事財政班が各班の人員と対応業務を把握し必要な人員の配置調整を行う。

9. 職員の健康管理及び給食等に関する事項

職員の健康管理及び給食等に必要な基本的な措置を講じるものとし、各部長及び各班長は、班員の健康及び勤務の状態等を常に配意し、適切な措置をとるものとする。

図－職員の調整に関する流れ



**第2章 災害情報の収集・伝達**

目的	適切な災害への対応を講じるため、発生した災害について、気象及び水防に関する警報、注意報及び伝達、災害情報の収集を図るとともに、災害応急対策に必要な勧告・指示・命令の市民への伝達等を迅速確実に実施する。
担当部署	全ての課

**第1節 注意報・警報**

震災	風水害	航空	鉄道	道路	林野
----	-----	----	----	----	----

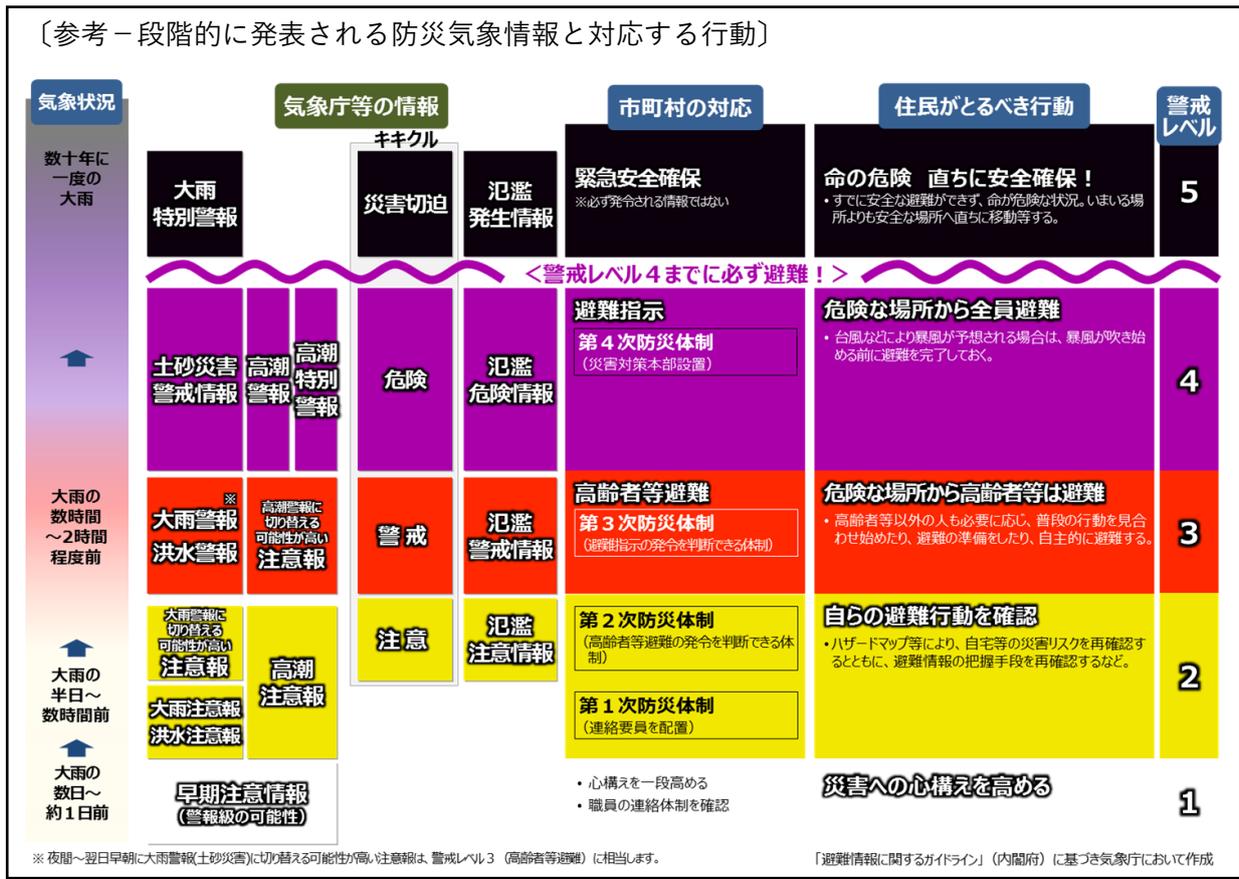
1. 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合ももちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

表一 防災気象情報をもとにとるべき行動と、相当する警戒レベル

情 報	とるべき行動	警戒レベル
大雨特別警報 氾濫発生情報 キキクル(危険度分布) 「災害切迫」(黒)	地元の自治体が警戒レベル5 緊急安全確保を発令する判断材料となる情報です。災害が発生または切迫していることを示す警戒レベル5に相当します。 何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況となっています。命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保してください。	警戒レベル5相当
土砂災害警戒情報 キキクル(危険度分布) 「危険」(紫) 氾濫危険情報 高潮特別警報 高潮警報	地元の自治体が警戒レベル4 避難指示を発令する目安となる情報です。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当します。 災害が想定されている区域等では、自治体からの避難指示の発令に留意するとともに、避難指示が発令されていなくてもキキクル(危険度分布)や河川の水位情報等を用いて自ら避難の判断をしてください。	警戒レベル4相当
大雨警報(土砂災害)*1 洪水警報 キキクル(危険度分布) 「警戒」(赤) 氾濫警戒情報 高潮注意報(警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの*2)	地元の自治体が警戒レベル3 高齢者等避難を発令する目安となる情報です。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当します。 災害が想定されている区域等では、自治体からの高齢者等避難の発令に留意するとともに、高齢者等以外の方も普段の行動を見合わせ始めたり、キキクル(危険度分布)や河川の水位情報等を用いて避難の準備をしたり自ら避難の判断をしたりしてください。	警戒レベル3相当
キキクル(危険度分布) 「注意」(黄) 氾濫注意情報	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当します。 ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認してください。	警戒レベル2相当
大雨注意報 洪水注意報 高潮注意報(警報に切り替える可能性に言及されていないもの*2)	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2です。 ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認してください。	警戒レベル2
早期注意情報(警報級の可能性) 注：大雨、高潮に関して、[高]または[中]が予想されている場合	災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1です。 最新の防災気象情報等に留意するなど、災害への心構えを高めてください。	警戒レベル1



2. 特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく高まっているときには「特別警報」が、茨城県内の市町村ごとに現象の危険度と雨量，風速，潮位等の予想値を時間帯ごとに示して発表される。

また、土砂災害や低地の浸水，中小河川の増水・氾濫，竜巻等による激しい突風，落雷等により実際に危険度が高まっている場所は「キキクル」や「雷ナウキャスト」，「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。

なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。

表－特別警報・警報・注意報の概要

種類	概要
特別警報	大雨，大雪，暴風，暴風雪，波浪，高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく高まっているときに，その旨を警告して行う予報
警報	大雨，洪水，大雪，暴風，暴風雪，波浪，高潮により，重大な災害が発生するおそれがあるときに，その旨を警告して行う予報
注意報	大雨，洪水，大雪，強風，風雪，波浪，高潮等により，災害が発生するおそれがあるときに，その旨を注意して行う予報

3. キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

表ーキキクル等の種類と概要

種 類	概 要
<p>土砂キキクル (大雨警報(土砂災害)の 危険度分布)</p>	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</li> <li>・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>
<p>浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の 危険度分布)</p>	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</li> </ul>
<p>洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)</p>	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</li> <li>・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>
<p>流域雨量指数の予測値</p>	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。</p>

#### 4. 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（「茨城県北部」・「茨城県南部」）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（茨城県）で発表される。大雨に関して、[高]または[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

#### 5. 全般気象情報，関東甲信地方気象情報，茨城気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。

#### 6. 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、茨城県と水戸地方気象台が共同で発表する。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂災害に関するメッシュ情報で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

#### 7. 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）または解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

#### 8. 顕著な大雨に関する気象情報

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する茨城県気象情報」という表題の気象情報を発表する。

#### 9. 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（「茨城県北部」・「茨城県南部」）で気象庁から発表される。

なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地

域と同じ発表単位（「茨城県北部」・「茨城県南部」）で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

10. 洪水予報河川の洪水予報

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位または流量を示して発表される警報及び注意報である。本市に関連する河川は、下記のとおりである。

洪水予報発表 河川名	国土交通省関東地方整備局 担当官署	気象庁 担当官署
霞ヶ浦・北浦	霞ヶ浦河川事務所	水戸地方気象台・銚子地方気象台
常陸利根川（外浪逆浦含む）		
鰐川		水戸地方気象台

11. 注意報・警報の発表基準

水戸地方気象台が茨城県を対象に行っている注意報及び警報の種類と、その発表基準は次のとおりで、本市は鹿行地域に適応する。なお、注意報とは大雨、強風等により被害が予想される場合、警報とは重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合に行うものである。

表－注意報、警報の基準値

潮来市	府県予報区		茨城県	
	一次細分地域		南部	
	市町村等をまとめた地域		鹿行地域	
警報	大雨	浸水害	表面雨量指数基準	20
		土砂災害	土壌雨量指数基準	133
	洪水	流域雨量指数基準	前川流域=14.5, 夜越川流域=12.8	
		複合基準 <sup>*1</sup>	-	
		指定河川洪水予報による基準	霞ヶ浦・北浦〔出島・白浜〕,利根川下流部〔横利根〕	
	暴風	平均風速	20m/s	
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う	
大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 10cm		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	11	
		土壌雨量指数基準	91	
	洪水	流域雨量指数基準	前川流域=8.7, 夜越川流域=10.2	
		複合基準 <sup>*1</sup>	前川流域=(5, 4.7)	
		指定河川洪水予報による基準	霞ヶ浦・北浦〔出島・白浜〕	
	暴風(強風)	平均風速	12m/s	
	暴風雪(風雪)	平均風速	12m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 5cm	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度 40%で、実効湿度 60% (水戸気象台の値)		
	低温	夏期:最低気温 15℃以下が 2 日以上継続 冬期:最低気温 -7℃以下		
霜	早霜・晩霜期に最低気温 3℃以下			
着氷・着雪	著しい着氷(雪)が予想される場合			
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm	

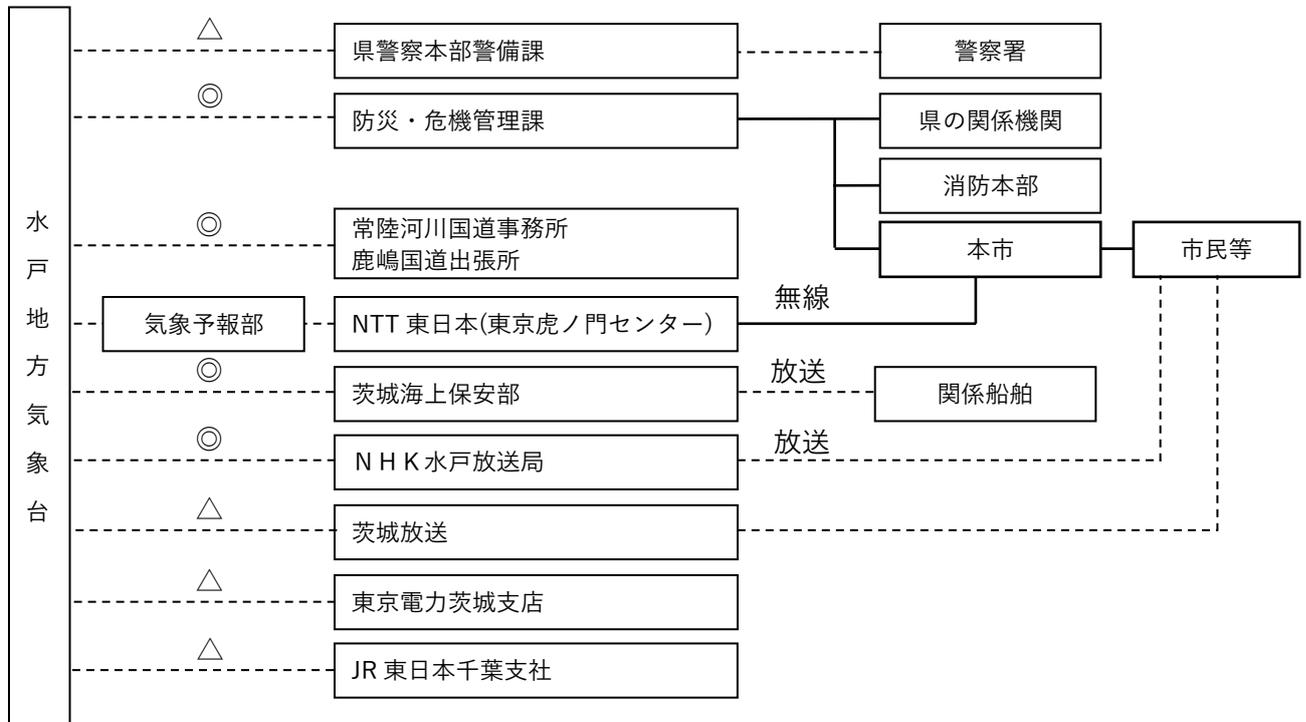
\*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。 令和4年5月26日現在 水戸地方気象台

12. 注意報・警報の伝達

(1)水戸地方気象台関係

水戸地方気象台が発表した注意報・警報は次に示す伝達系統図により通知する。

図－水戸地方気象台からの伝達系統図



凡例 ----- 気象業務法による通知系統 ——— 地域防災計画等による伝達系統  
 ◎:専用線 △:公衆線  
 ※通信絶時は県防災行政無線にて通知  
 ※気象台～気象庁～NTT間はシステム継続

(2)県関係

水戸地方気象台から通報を受けた県は市町村等へ伝達する。

(3)東日本電信電話株式会社(NTT 東日本)関係

水戸地方気象台から NTT 東日本に通報された警報は、NTT 東日本の通信系統により関係の各市町村に伝達される。この場合警報の種類だけで内容については伝達されない。

(警報の種類)

暴風警報, 暴風雪警報, 大雨警報, 大雪警報, 波浪警報, 洪水警報, 高潮警報

(4)日本放送協会(NHK)関係

水戸地方気象台から NHK 水戸放送局に気象専用回線を通じて通報された警報等は直ちに放送されることになっており、茨城放送(IBS)もこれに準じている。

表－放送局の概要

放送局名	コール・サイン	周波数	備考
NHK 東京第1放送	JOAK	594KHz	300kw
NHK 東京デジタルテレビジョン放送(総合)	JOAK-DTV	東京 1CH(UHF) 水戸 44CH(UHF) 常陸鹿島 31CH(〃)	50kw 30w 30w
NHK 水戸 FM 放送(水戸)	JOEP-FM	83.2MKz	1 kw
茨城放送水戸放送局	JOYF	1, 197KHz	5 kw
茨城放送土浦放送局	JOYL	1, 458KHz	1 kw

(5)各警察署への伝達

水戸地方気象台から県警察本部(警備課)に通報され警察の通信系により各警察署に伝達される。

(6)その他

この他、主な官公庁には水戸地方気象台から直接通報している。

13. 注意報及び気象情報の伝達

注意報及び気象情報は気象業務法上、警報のような定めはないが、情報機関、防災関係機関の協力を求めて公衆に周知させるよう努めることになっている。

なお、竜巻等の局所的災害については、発生の把握が困難であるが、このような局所的かつ突発的な自然災害に対しても、迅速な情報把握ができるよう、県や消防、警察との連絡体制を整備する。

第2節 火災気象通報						
	震災	風水害	航空	鉄道	道路	林野

水戸地方気象台が茨城県を対象として行う火災気象通報の実施基準は、次のとおりである。

1. 通報の実施基準

実施官署	実施基準
水戸地方気象台	実効湿度 60%以下で、最小湿度 40%以下になると予想される場合。 平均風速が 12m/s 以上になると予想される場合。但し、雨、雪を伴うときは通報を行わないこともある。

2. 通報の対象地域

茨城県全域を対象とする。地域を限定して発表できる場合は、注意報・警報の細分区域に基づく。

### 3. 通報先及び通報手段

茨城県防災・危機管理部防災・危機管理課とし、通報手段は、茨城県防災情報共有システムとする。

### 4. 通報文の構成

ア. 標題

イ. 発表官署名及び発表・解除日時分

ウ. 本文は主文及び水戸の発表直前正時の実況値(風向・風速・湿度)

### 5. 通報の基準

気象状況が実施基準になると予想された場合は直ちに通報し、または、基準値を下回る状況になった場合は解除を行う。

## 第3節 霞ヶ浦・北浦洪水予報，利根川下流部洪水予報

震災	風水害	航空	鉄道	道路	林野
----	-----	----	----	----	----

霞ヶ浦河川事務所並びに水戸地方気象台及び銚子地方気象台が共同で発表する霞ヶ浦・北浦洪水予報，国土交通省関東地方整備局と気象庁予報部が共同で発表する利根川下流部洪水予報(注意報・警報または情報)は，霞ヶ浦河川事務所等が県河川課に通報し，土木事務所を通じて関係市町村に伝達するものとする。

水戸地方気象台は，県防災・危機管理課に通報し関係市町村に伝達する。または，水戸地方気象台からNTT東日本へも伝達し，NTT東日本の通信系統により関係市町村に伝達される。この場合，警報の標題のみの伝達となる。

## 第4節 異常現象発見者の通報義務等

震災	風水害	航空	鉄道	道路	林野
----	-----	----	----	----	----

災害が発生する恐れのある異常な現象を発見した者は，市役所，消防本部若しくは最寄りの警察署へ通報するものとし，通報を総務部長に集約する。

総務部長は，報告された事項を市長に報告し，指示を仰ぐとともに状況を判断し速やかに水戸地方気象台等の専門機関及び県に連絡し，その現象についての見解を求める。

<b>第5節 災害情報の収集・伝達計画</b>	震災	風水害	航空	鉄道	道路	林野
-------------------------	----	-----	----	----	----	----

災害時の応急対策を実施していく上で不可欠な気象情報、被害情報、措置情報を防災関係機関相互の連携のもと、迅速かつ的確に収集・伝達する。

## 1. 情報収集・伝達活動

### (1) 市の行政機能の確保状況の把握

震度6弱以上の地震等大規模災害により被災した場合、自らの行政機能の確保状況を的確に把握するため、原則として発災後12時間以内に、次の3点を把握し、市町村行政機能チェックリストにより県に報告する。

- ① トップマネジメントは機能しているか
- ② 人的体制（マンパワー）は充足しているか
- ③ 物的環境（庁舎施設等）は整っているか

### (2) 県の災害対策本部、その他必要とする機関に対しての報告

市は市内に次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生した場合は、直ちに被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、「茨城県被害情報等報告要領」に基づき県の災害対策本部、その他必要とする機関に対して災害情報共有システム等を利用して報告する。ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、事後速やかに報告するものとする。

また、被害の把握ができない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。

なお、確定した被害及びこれに対してとられた措置の概要については、被害状況報告を用い災害応急対策完了後10日以内に行うものとする。

併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、県に対しても、原則として覚知後30分以内で可能な限り分かる範囲内でその第一報を早く報告する。また、直接即報基準に該当する場合には、直接消防庁に報告する。

ア. 市災害対策本部が設置されたとき

イ. 救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき

ウ. 災害による被害が当初は軽微であっても、以後拡大発展する恐れがあるとき

エ. 地震が発生し、震度4以上を記録したとき

オ. 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるとき

### (3) 県に報告することができない場合の報告先

県に報告することができない場合には、国(消防庁)に対して直接報告するものとし、報告後速やかにその内容について連絡する。

(4)市の情報収集能力が著しく低下した場合

災害規模が大きく、市の情報収集能力が著しく低下した場合は、その旨を県その他の防災関係機関に伝達し、被害情報の収集活動に対して応援を要請する。

また、地域住民等から 119 番への通報が殺到している状況下にあつては、直ちに県及び国(消防庁)へ同時に報告する。

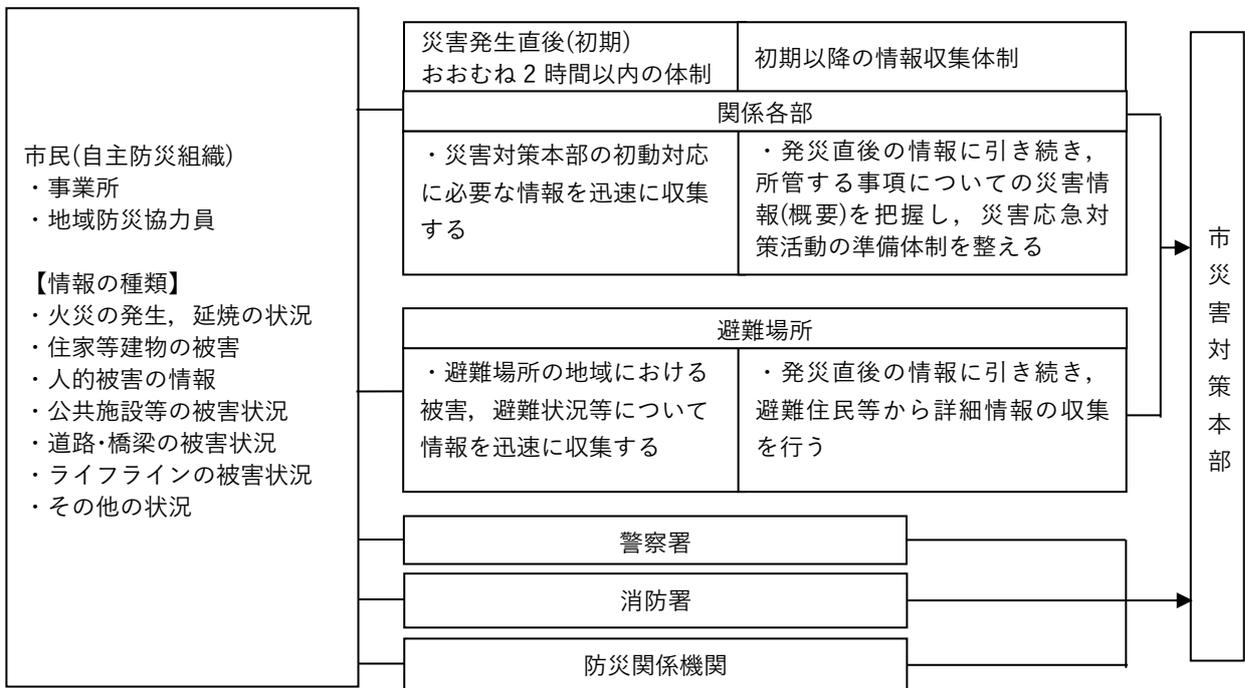
(5)行方不明者について

行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域（河川を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力をに基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村または都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接または必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。

2. 被害報告の報告系統

被害報告は、県災害対策本部設置前は、県防災・危機管理課に報告することとし、設置後は、以下の要領で実施する。

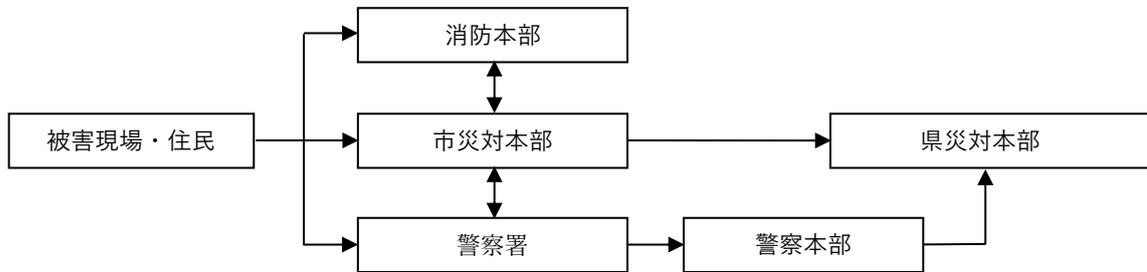
(1)市災害対策本部被害報告系統



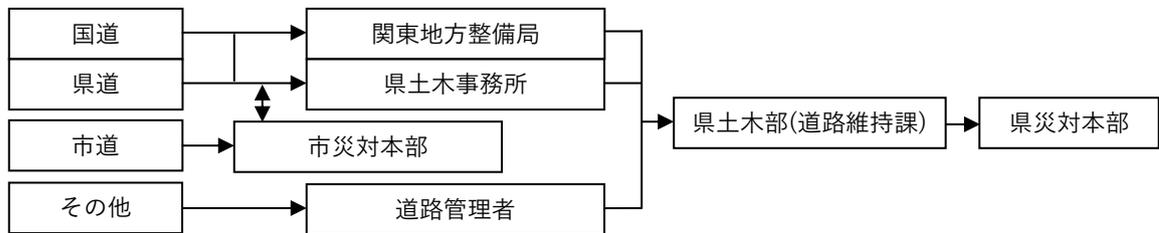
(2)被害種類別の情報収集・伝達方法

発生する被害の種類によって関係する機関，伝達経路が異なるため，以下の要領で情報の収集・伝達を実施する。

①情報収集・伝達系統1(死者，負傷者，建物被害，その他の被害)



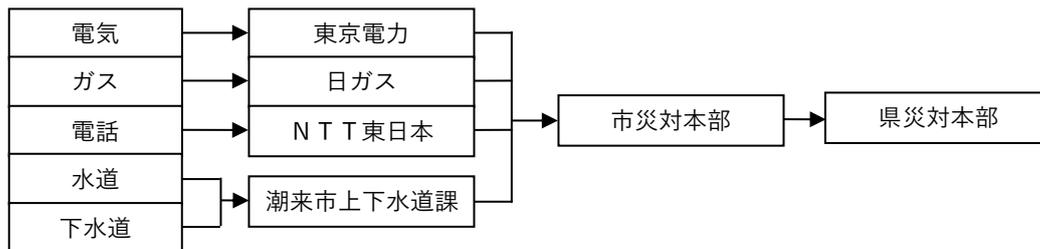
②情報収集・伝達系統2(道路被害)



③情報収集・伝達系統3(鉄道被害)



④情報収集・伝達系統4(ライフライン被害)



3. 災害緊急報告の報告先

災害緊急報告先は下記の通りとし、災害対策本部事務局長が行う。

表－災害緊急報告先

報告先	方法	担当	備考
総務省消防庁宿直室	TEL 03-5253-7777 FAX 03-5253-7553	災害対策本部事務局長	左記の通信手段の使用が不能となった場合は、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県を通じNHK及び茨城放送を通じて行う。 (報道機関を除く) 1 NHK水戸 FM(83.2MHz) 2 IBS 水戸放送局(1197KHz) IBS 土浦放送局(1458KHz) 3 NHK-TV(総合) 4 NHKラジオ第1放送(594KHz) 5 NHK水戸デジタルテレビ(20ch)
消防庁応急対策室	TEL 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537		
県防災・危機管理課	直通 TEL 029-301-8800 ダイヤル TEL 029-301-2885 FAX 029-301-2898 029-301-8801 防災電話 8-600-2883 防災 FAX 9-600-2898		
鹿行県民センター	TEL 0291-33-4110		
報道機関	口頭または文書		
県民	NHK 水戸放送局 (TEL 029-232-9830) 茨城放送 (TEL 029-244-3991)		
非常緊急通話用 受付指定電話	102		

災害及び対策の状況に応じ必要と認める機関については、次表に示す。

表－防災に関係ある各関係機関窓口

各関係機関	防災担当課	電話番号(夜間・休日の場合)		
1. 潮来市	総務課	0299-63-1111		
2. 茨城県機関				
茨城県	防災・危機管理課	029-301-2885		
	河川課	029-301-4490		
	道路維持課	029-301-4459		
	総務課	029-301-5114		
	原子力安全対策課	029-301-2914		
	生活衛生課	029-301-3414	029-301-1111	
	下水道課	029-301-4674		
鹿行県民センター	総務課	0291-33-4110		
潮来土木事務所		0299-62-3724		
県警察本部	警備部警備課	029-301-0110	内線 5751	
行方警察署	警備課	0299-72-0110		
潮来保健所		0299-66-2114		
3. 指定地方行政機関				
農林水産省関東農政局		029-221-2184		
茨城農政事務所地域第4課		0291-33-2166		
国土交通省関東地方整備局霞ヶ浦河川事務所	管理課	0299-63-2418		
水戸地方气象台	防災業務課	029-224-1106		
成田空港事務所	総務課	0476-32-6547		
4. 指定公共機関				
東日本電信電話株式会社茨城支店		029-232-4825		
東京電力パワーグリッド株式会社 茨城総支社		029-225-1511		
日本赤十字社茨城県支部		029-241-4516		
5. 指定地方公共機関				
潮来市社会福祉協議会		0299-63-1296		
茨城県土地改良事業団体連合会		029-225-5651		
6. 自衛隊				
陸上自衛隊施設学校	警備課	029-274-3211	内線 234	内線(302)
陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地	警備課	0298-42-1211	内線 2410	内線(2302)
航空自衛隊第7航空団(百里)	防衛班	0299-52-1331	内線 230 231	内線(215)
7. 鹿行広域消防本部	総務課	0291-34-2119		

#### 4. 災害時の広報

##### (1)実施機関

原則として災害対策本部総務部(総務班)において広報活動を担当する。ただし、災害の状況に応じて、その他の各部及び関係機関においても実施するものとする。

##### (2)広報内容

###### 1) 被災地住民に対する広報内容

県、市町村、防災関係機関は、被災地の住民の行動に必要な以下の情報を優先的に広報する。また、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。

- ①火災防止の呼びかけ(通電火災の防止、ガスもれの警戒、放火警戒等)
- ②避難情報等の出されている地域及び内容
- ③流言、飛語の防止の呼びかけ
- ④治安状況、犯罪防止の呼びかけ
- ⑤近隣の助け合いの呼びかけ
- ⑥公的な避難所、救護所の開設状況
- ⑦電気・電話・ガス・上下水道の被害状況、復旧状況
- ⑧鉄道、バスの被害状況、運行状況
- ⑨救援物資、食料、水の配布等の状況
- ⑩し尿処理、衛生に関する情報
- ⑪被災者への相談サービスの開設状況
- ⑫死体の安置場所、死亡手続き等の情報
- ⑬臨時休校等の情報
- ⑭ボランティア組織からの連絡
- ⑮全般的な被害状況
- ⑯防災関係機関が実施している対策の状況

###### 2) 被災地外の住民に対する広報内容

県、市町村、防災関係機関は、被災地外の住民に対して、被災地での応急対策が円滑に行われるようにするための協力の呼びかけを中心に広報を行う。この際、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送等によるものとする。また、必要に応じて、被災地住民向けの情報と同様の内容についても広報する。

- ①避難情報等の出されている地域及び内容
- ②流言・飛語の防止の呼びかけ
- ③治安状況、犯罪防止の呼びかけ
- ④被災地への見舞い電話自粛の呼びかけ  
(被災地外の知人、親戚への被災者の安否情報の伝言の呼びかけ)
- ⑤被災地への物資支援自粛の呼びかけ
- ⑥ボランティア活動への参加の呼びかけ

- ⑦全般的な被害状況
- ⑧防災関係機関が実施している対策の状況

### 3) 情報が入手困難な被災者への対応

県、市は、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、都市部における帰宅困難者、在日外国人、訪日外国人等情報が入手困難な被災者等に対する情報の伝達に配慮するものとする。

災害時において収集した情報を一般住民に広報し、住民の心の安定と社会秩序の維持を図ることに努める。収集した情報及び対策は速やかに住民に広報するものとし、その実施方法は次のとおりである。

### (3) 広報の手段

#### 1) 報道機関への依頼

県はあらかじめ定めた協定に基づき、報道機関（NHK水戸放送局、茨城放送）に対して上記の内容を広報するよう依頼する。この際、テレビ放送については字幕をつけるよう併せて依頼する。

また、市、防災関係機関より、報道機関を通じた広報に関する要請を受けたときは、県はその旨を報道機関に対して依頼し、市、防災関係機関の行う応急対策活動を支援する。

#### 2) 独自の手段による広報

市、県及び防災関係機関は、その保有する人員、資機材を活用し、災害に関する情報を随時入手したいというニーズに柔軟に答えるために、住民に対して効果的な広報活動を行う。その手段としては、次のようなものがある。

- ①防災行政無線（同報系）
- ②防災ヘリコプターによる呼びかけ
- ③広報車による呼びかけ
- ④ハンドマイク等による呼びかけ
- ⑤ビラの配布
- ⑥有線放送
- ⑦インターネット（メール、ホームページ、SNS）
- ⑧立看板、掲示板

#### 3) 自衛隊等への広報要請

市及び県は、必要な広報を自機関で行うことが困難な場合は、自衛隊、他都道府県等に要請し、ヘリコプター等による広報活動の展開を依頼する。要請方法の詳細は第3章第3節第1を参照。

#### 4) Lアラートの活用

市は、避難情報等を発令または解除した場合及び避難所を開設または閉鎖した場合、Lアラートに迅速・確実に情報を送信するものとする。

なお、庁舎の被災等、特段の事情により市が上記の情報送信を実施することができない場合は、当該市に代わり県が実施するものとする。

#### (4)報道機関への協力

報道機関の独自の記事、番組制作にあたっての資料提供依頼については、市、県及び防災関係機関は可能な範囲で提供するものとする。

- 災害に関する情報の報道機関への発表は、応急活動状況、災害情報及び被害状況等の報告に基づいて収集されたもののうち、災害対策本部が必要と認める情報について、あらかじめ定めた様式に基づき、速やかに実施するものとする。
- 発表は、原則として本部長または各部長が行うものとする。なお、発表を行う場合は、あらかじめ災害対策本部広報班長に発表事項及び発表場所等について調整するものとし、発表後速やかにその内容について報告するものとする。
- 指定公共機関、指定地方公共機関、市町村及び県内に事業所を有する事業者が、災害に関する情報を公表・広報する場合は、原則としてその内容について、災害対策本部と協議の上実施するものとする。ただし、緊急を要する場合は、発表後速やかにその内容について報告するものとする。
- 災害対策本部広報班長は、報道機関に発表した情報を、災害対策本部各班のうち必要と認められる班及び関係機関に送付するものとする。

### 第3章 消防活動

目 的	災害時における消防活動を円滑、適切に実施するため消防計画に基づき活動体制の整備、危険区域の調査、応援協力体制の確立その他消防活動の実施に必要な事項を定める。
担当部署	全ての課

#### 第1節 消防活動体制の整備

震災	風水害	航空	鉄道	道路	林野
----	-----	----	----	----	----

地域における地震、台風、水火災等の災害を防御し、これらの被害を軽減するため消防部隊等の編成及び運用その他消防活動の実施体制について十分計画を樹立しておくものとする。

#### 第2節 危険区域の調査及び被害想定図の作成

震災	風水害	航空	鉄道	道路	林野
----	-----	----	----	----	----

市域における危険地域のうち、おおむね次に掲げる危険区域についてあらかじめ調査し、必要に応じ具体的な被害想定図を作成し消防活動の円滑な実施を図るものとする。

- (1) 住宅密集地帯の火災危険区域
- (2) がけくずれ等の危険区域
- (3) 浸水危険区域
- (4) 特殊火災危険区域（高層建築物、地下街、危険物及び放射線関係施設等）

#### 第3節 応援協力体制の確立

震災	風水害	航空	鉄道	道路	林野
----	-----	----	----	----	----

##### 1. 応援派遣要請

市町村は自らの消防力では十分な活動が困難である場合には、消防相互応援協定に基づき他の消防本部に対して、応援を要請する。また、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対応できない時は、知事に対し、電話等により他都道府県への応援要請を依頼する。

##### 2. 応援隊の派遣

被災市町村以外の市町村は、消防相互応援協定及び知事の指示により、また緊急消防援助隊の一部として、消防隊を被災地に派遣し、被災自治体の消防活動を応援する。特に、近隣都県での被害に対してはあらかじめ定めた消防計画等により直ちに出勤できる体制を確保する。

## 第4章 応援・受援

目 的	大規模な災害が発生時した際には、被害が拡大し単独でこれに対処することが困難な事態が想定されるため、各防災関係機関は、あらかじめ他関係機関と十分に協議を行い、相互応援体制を整えるとともに、災害時の円滑な応急対策活動を実施することとする。
担当部署	総務課 財政課 福祉事務所

### 第1節 県に対する応援要請

震災	風水害	航空	鉄道	道路	林野
----	-----	----	----	----	----

市長は、知事に応援または職員派遣のあつせんを求める場合には、県に対し、次の事項を記載した文書をもって要請する。ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭または電話等により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

#### 1. 応援要請時に記載する事項

- ア. 災害の状況
- イ. 応援(応急措置の実施)を要請する理由
- ウ. 応援を希望する物資、資材、機械、機具等の品名及び数量
- エ. 応援(応急措置の実施)を必要とする場所
- オ. 応援を必要とする活動内容(必要とする応急措置内容)
- カ. その他必要な事項

#### 2. 職員派遣のあつせん時に記載する事項

- ア. 派遣のあつせんを求める理由
- イ. 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員
- ウ. 派遣を必要とする期間
- エ. その他職員の派遣のあつせんについて必要な事項

### 第2節 国に対する応援要請

震災	風水害	航空	鉄道	道路	林野
----	-----	----	----	----	----

市長は、災害応急対策または災害復旧のため必要があると認めるときは、国土交通省緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE（テックフォース））等による、災害時における応急対策や被害拡大の防止等の支援を受けるため、指定地方行政機関の長に対し、次の事項を記載した文書をもって当該機関の職員の派遣を要請する。

- ア. 派遣を要請する理由
- イ. 派遣を要請する職員の職種別人員
- ウ. 派遣を必要とする期間
- エ. その他職員の派遣について必要な事項

### 第3節 市町村相互の応援要請

震災	風水害	航空	鉄道	道路	林野
----	-----	----	----	----	----

市長は、応急措置を実施するため必要と認めるときは、県内市町村間で締結した「災害時の相互応援に関する協定」に基づき、他の市町村長に応援要請を行う。

市は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

### 第4節 自衛隊災害派遣要請計画

震災	風水害	航空	鉄道	道路	林野
----	-----	----	----	----	----

#### 1. 計画方針

災害時における自衛隊の派遣要請を行う場合の必要事項を明らかにし、円滑な活用を図るための計画とする。

#### 2. 災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の保護のため必要であり、かつ、緊急やむを得ないと認められるもので、他に実施する組織等がない場合である。

#### 3. 災害派遣要請の依頼

- ア. 自衛隊に対する災害派遣要請者は茨城県知事であるので、市長は知事に対し派遣要請を依頼する。
- イ. 知事に対し派遣要請を依頼する場合は、様式1「自衛隊の災害派遣要請について(依頼)」(参考資料参照)をもって行う。ただし、緊急を要する場合等上記様式文書をもってすることができない場合は、電信電話等により依頼するものとし、事後速やかに上記様式文書を送付する。
- ウ. 知事に対して要請ができない場合には、その旨及び当該地域にかかわる災害の状況を、直接最寄りの部隊に通知するものとし、速やかに知事に対してその旨を通知する。

- |  |
|--|
| <input type="checkbox"/> 提出先：茨城県災害対策本部<br>(防災・危機管理部 防災・危機管理課)                                |
| <input type="checkbox"/> 提出部数：1部   |
| <input type="checkbox"/> 記載事項：被害の状況及び派遣要請の理由<br>派遣を希望する期間<br>派遣を希望する区域及び活動内容<br>その他参考となるべき事項 |

4. 災害派遣部隊の受入れ体制

(1)他の災害救助復旧機関との競合重複排除

市長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効果的に作業を分担するよう配慮する。

(2)作業計画及び資材等の準備

市長は、自衛隊に対し作業を要請または依頼するにあたっては、以下の事項についてできるだけ先行性のある計画をたてるとともに、作業実施に必要とする十分な資材の準備を整え、かつ諸作業に関係ある管理者の了解を速やかにとりうるよう事前に配慮する。

- ア. 作業箇所及び作業内容
- イ. 作業箇所別必要人員及び機材
- ウ. 作業箇所別優先順位
- エ. 作業に要する資材の種類別保管(調達)場所
- オ. 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

(3)派遣部隊の受入れ

市長は、派遣された部隊に対し、次の施設等を準備する。

- ア. 本部事務室
- イ. 宿舎
- ウ. 材料置場、炊事場(野外の適切な広さ)
- エ. 駐車場

表－指揮連絡用ヘリコプター発着場

離着陸場名	所在地	所有者または管理者	電話番号	形態
市立津知小学校	潮来市辻 829	学校長	0299-63-1383	裸地(散水)
かすみの郷公園	潮来市永山 1716	潮来市長	0299-63-1111	芝

表－防災ヘリ救急システム緊急着陸場

離着陸場名	所在地	所有者または管理者	電話番号	形態
市立津知小学校	潮来市辻 829	学校長	0299-63-1383	裸地(散水)
かすみの郷公園	潮来市永山 1716	潮来市長	0299-63-1111	芝
水郷県民の森 第五駐車場	潮来市島須 3075-1	茨城県林政課	029-301-4016	芝
徳島園地(トンボ公園南側)	潮来市徳島地先	潮来市長	0299-63-1111	草地
前川運動公園(駐車場)	潮来市前川	潮来市長	0299-63-1111	アスファルト

## 5. 災害派遣部隊の撤収要請

### (1)市から知事への撤収要請

市長または関係機関の長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、様式1「自衛隊の災害派遣部隊の撤収について(依頼)」により、速やかに知事に対して撤収要請を依頼する。

### (2)知事から自衛隊への撤収要請

知事は、前項1の依頼を受けた場合または派遣の目的を達成したと認めるとき若しくは他の理由により派遣の必要がなくなったと認めるときは、部隊の長と協議のうえ、様式2「自衛隊の災害派遣部隊の撤収について(依頼)」により速やかに撤収要請を行う。(参考資料参照)

## 6. 経費の負担

自衛隊の災害派遣活動に要した経費のうち、依頼者が負担する経費はおおむね次のとおりである。

- ア. 派遣活動に必要な資機材（自衛隊装備に係るものは除く。）等の購入費，借上げ料及び修繕費
  - イ. 派遣部隊の宿営に必要な土地・建物等の使用料及び借上げ料
  - ウ. 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費・電話料等
  - エ. 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害（自衛隊装備に係るものを除く。）の補償
- なお、疑義が生じた場合は、自衛隊と依頼者が協議するものとする。

第5節 労務供給計画						
	震災	風水害	航空	鉄道	道路	林野

### 1. 計画方針

災害時において応急対策を実施する場合は、本市職員をもってこれらに充てるが、特定作業あるいは労力に不足を生ずる場合の災害応急対策は、基本的に協力事業者に要請し実施する。

### 2. 労務の提供

市長は、必要に応じて住民に対し、災害応急対策に必要な労務の提供、協力を求めるものとする。この場合、市長は各区長等を通じて行うものとする。

## 第5章 被害軽減対策

目的	災害時には、様々な社会的混乱及び交通の混乱が発生する。このため市民の救助、避難誘導、犯罪の予防及び交通規制等の応急対策を実施し、市民の生命、身体、財産の保護を図り、社会秩序の安定を図る。
担当部署	総務課

### 第1節 警備・交通計画

震災	風水害	航空	鉄道	道路	林野
----	-----	----	----	----	----

本計画は、茨城県警察災害警備計画を上位計画とし整合を図ることから、当該県計画を引用する。

#### 1. 茨城県警察災害警備計画による警備・交通計画

##### (1) 震災警備の任務

警察は、震災が発生した場合、発生する恐れがある場合において、災害の拡大を防止するため、住民の救助・避難誘導、犯罪の予防及び交通規制等の応急対策を実施して、市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被災地における社会秩序の維持に当たる。

##### (2) 警備体制の発令

警察本部長は、茨城県警察災害警備計画により必要な警備体制を発令する。

##### (3) 災害警備本部の設置

警備体制を発令した場合、災害警備本部を設置して指揮体制を確立する。

##### (4) 警備実施

警備活動の要領は、次のとおりとする。

- ア. 被害実態の把握
- イ. 救出救助
- ウ. 避難誘導
- エ. 交通対策
- オ. 死体の検視、見分
- カ. 地域安全対策
- キ. 保安対策
- ク. 関係防災機関に対する協力支援

##### (5) 警備体制の解除

警備体制を解除したときは、次の措置を行う。

- ア. 被害状況等のまとめ
- イ. その他必要な事項

## 2. 交通規制

災害が発生した場合は、交通の混乱及び交通事故の発生を防止し、並びに緊急交通路を確保するため、次により交通規制を実施する。

なお、交通規制を実施したときは、公安委員会等は、直ちに規制にかかわる区域または道路規制区間等の内容を交通情報提供装置の活用や道路交通情報センター及び報道機関の協力を得て周知に努める。

### (1)災害応急対策期

災害応急対策期においては、県(警察本部)、自衛官、消防吏員により、以下の交通規制が実施される。

#### ①被災地への流入車両の制限

災害発生直後において、速やかに被災地を中心としたおおむね 30 kmの地点の主要交差点において、被災地方面に進行する緊急通行車両以外の通行を禁止または制限する。

#### ②高速道路対策

常磐自動車道においては、水戸 I C以南が計測震度 5.0 以上、水戸 I C以北が計測震度 4.5 以上、北関東自動車道(東水戸道路、常陸那珂道路を含む。)及び東関東自動車道水戸線、首都圏中央連絡自動車道においては計測震度 5.0 以上の地震が発生した場合は、即時通行止めを実施するとともに通行車両の緊急停止措置を実施する。

#### ③緊急交通路の交通規制

災対法の規定に基づき、被災者の救難、救助のための人員の輸送車両、緊急物資輸送車両等緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急通行車両以外の通行を禁止または制限する。同法の規定に基づく標識の様式は、次のとおりである。

#### ④区域指定による規制

災害状況により、災害現場及びその周辺の道路すべてを緊急輸送のため確保することが必要な場合には、その必要な区域を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止または制限する。

#### ⑤緊急交通路等における警察官等の措置

警察官は、緊急交通路等に放置車両その他交通障害となる車両その他の物件がある場合は、直ちに立ち退き・撤去の広報・指示を行う。また、著しく障害となる車両その他の物件については、道路管理者等の協力を得て排除するほか、状況により必要な措置を講じるものとする。

なお、災害派遣を命ぜられた部隊などの自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、警察官の職務を代行するものとし、自衛隊、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を実施する。

#### ⑥広報活動

交通規制状況及び道路の損壊状況等交通に関する情報について、交通情報板、警察車両、立看板、横断幕、現場の警察官による広報のほか、テレビ、ラジオ等のあらゆる広報媒体を通じて、ドライバーをはじめ居住者等広く県民に周知する。

(2)復旧・復興期

復旧・復興期においては、県(警察本部)により、以下の交通規制が実施される。

①復旧・復興のための輸送路の交通規制

緊急交通路については、被災地における活動が、災害応急対策から復旧・復興活動に重点が移行する段階においては、災害の状況、災害応急対策の状況等を勘案して漸次見直しを行い、復旧・復興のための輸送路（復旧、復興関連物資輸送ルート）として運用する。

この場合、復旧・復興の円滑化のため、原則として、復旧・復興関連物資輸送車両以外の車両の通行を禁止または制限する。

②災害応急対策期交通規制の見直し

緊急交通路及び交通規制のほか、災害応急対策期から実施中の第一次及び第二次交通規制についても災害応急対策等の推移を勘案しながら、規制区間、箇所等の見直しを行い、実態に即した交通規制を実施する。

③広報活動

復旧・復興期における交通関連情報について、あらゆる広報媒体を通じて県民への周知を図る。

3. 交通規制の指針

(1)緊急交通路指定予定路線

災害応急対策期において、本市に関連する緊急交通路指定予定路線は、次の通りである。

表－緊急交通指定予定路線

第一次緊急輸送道路	(高速自動車道路) ・東関東自動車道水戸線 (一般国道) ・国道 51 号 ・国道 355 号 (主要地方道) ・水戸神栖線 (一般県道) ・潮来佐原線
第二次緊急輸送道路	(一般県道) ・繁昌潮来線
第三次緊急輸送道路	(主要地方道) ・竜ヶ崎潮来線 (一般県道) ・潮来佐原線 (市町村道) ・潮来市道(潮) 1 級 13 号線 ・潮来市道(潮) 1059 号線 ・潮来市道(潮) 928 号

表－防災拠点

防災拠点(Aランク)	無
防災拠点(Bランク)	潮来市役所 茨城県潮来土木事務所 潮来港(地方) 潮来保健所 潮来 I C 道の駅いたこ
防災拠点(Cランク)	東邦薬品(株)鹿島営業所 鹿島物流(株)潮来倉庫

令和4年3月改定 発行人 茨城県土木部道路維持課 道路保全強化推進室

なお、日の出地区については、以下の路線について液状化対策等を実施し、災害時の避難路及び輸送路、緊急車両の通行を確保する。

表－日の出地区における液状化対策路線

路 線	概 要
市道(潮)1級12号線	延長約 2,548m ≒ 2,500m, 幅員約 16m
市道(潮)1級13号線	延長約 2,408m ≒ 2,400m, 幅員約 22m
市道(潮)1級14号線	延長約 1,389m ≒ 1,400m, 幅員約 12～16m

震災時の工事延長を記載

## (2)交通規制の優先順位

前記2.(2)イの緊急交通路の確保は、高速道路、自動車専用道路その他の幹線道路を優先して行う。

## (3)交通規制の方法

- 緊急交通路を確保するため、原則として被災地方向への通行の禁止または制限を行う。
- 交通規制を担保するため、必要により交通検問所を設置する。
- 交通規制を実施するときは、道路法、道路交通法若しくは災害対策基本法に基づく道路標識等を設置し、または現場における警察官の指示等により行う。

## 4. 緊急通行車両の確認等

### (1)緊急通行車両標章及び証明書の交付

- ①車両の使用者は、知事または公安委員会に対し、当該車両が災害対策基本法施行令第33条第1項の規定に基づく緊急通行車両であることの確認を求める。
- ②前項の確認をしたときは、知事または公安委員会から当該車両の使用者に対し、標章及び確認証明書が交付される。
- ③交付された標章は、運転者席の反対側(助手席)ウインドガラス上部の前面から見やすい箇所に貼付し、証明書は、当該車両に備えつける。

(2)緊急通行車両等の事前届出について

- ①事前届出の申請者は、緊急通行(輸送)の実施について責任を有する者(指定行政機関等の長)とする。申請先は、当該車両の使用の本拠地を管轄する警察署を経由し、公安委員会に申請するものとする。
- ②審査の結果、緊急通行車両として認められる車両については、緊急通行車両等事前届出済証が申請者に交付される。
- ③災害発生時に、事前届出済証の交付を受けた車両の確認は、警察本部、警察署、高速道路交通警察隊及び交通検問所において行われ、届出済証の交付を受けていない緊急通行車両に優先して確認が行われる。その際、直ちに標章及び確認証明書が交付される。

5. 震災発生時における運転者のとるべき措置

震災発生時における運転者のとるべき措置については、次の事項の周知を図る。

表一 震災発生時における運転者のとるべき措置に関する周知事項

<p>走行中の車両の運転者に対する事項</p>	<p><input type="checkbox"/>走行中の車両の運転者は、次の行動をとること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。</li> <li>○停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。</li> <li>○車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。</li> <li>○駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。</li> </ul>
<p>避難時の車両の使用禁止に関する事項</p>	<p><input type="checkbox"/>避難のために車両を使用しないこと。</p>
<p>通行禁止区域等における措置に関する事項</p>	<p><input type="checkbox"/>災対法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等における一般車両の通行は禁止または制限されることから、同区域等内に至る運転者は次の措置をとること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①速やかに、車両を次の場所に移動させること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所</li> <li>イ 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所</li> </ul> </li> <li>②速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。</li> <li>③通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動または駐車すること。その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置することができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがあるこ</li> </ul>

	と。
--	----

## 6. 緊急輸送道路の確保

災害発生時には、市の主要道路について交通規制を要請し、連絡道路や緊急輸送道路を確保する。

災害時における被災者の避難及び救助物資並びに応急対策実施に必要な人員資材の迅速かつ円滑な輸送を図る。市長(災害対策本部長)の指揮の下に、各部長等(各課長)の要請により以下の事項を実施する。

### (1)被害状況の把握

市及び各道路管理者は、所管する緊急輸送道路の被害状況、緊急輸送道路上の障害物の状況を把握するため、県防災ヘリコプター、トライアル車等を効果的に活用し、速やかに調査を実施するとともに、応急対策を実施する関係機関に対し調査結果を伝達する。

### (2)道路啓開等の実施

市は、行政区域内の道路の被害状況、道路上の障害物の状況を把握し、速やかに県土木・工事事務所(工務所を含む。)に報告するとともに、所管する道路については、緊急輸送道路の確保を最優先に、啓開作業を実施する。

### (3)放置車両対策

市及び各道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、関係機関と協力して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

### (4)緊急通行車両の通行ルート確保

知事は、道路管理者である市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行うものとする。

### (5)緊急通行車両の通行の確保

県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間を指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

### (6)啓開資機材の確保

市、県及び各道路管理者は、建設業者等との災害協定等に基づき、道路啓開等に必要な人員、資機材等の確保に努めるものとする。

### (7)輸送車両等の確保

市は、地域防災計画に基づき車両等の調達先、予定数を明確にしておくとともに、災害発生

時に必要とする車両等が調達不能となった場合、県に対して調達・あっせんを要請する。

(8)事前届出

市は、緊急通行車両について、災害応急対策用としてあらかじめ県公安委員会に届出を行い、事前審査を済ませておくことにより、災害時に速やかな標章等の交付が受けられるよう準備しておく。

(9)交通規制

震災発生直後において、速やかに被災地を中心とした一定区域内への緊急通行車両以外の通行を禁止または規制する。

(10)輸送方法

災害時における輸送の方法は、災害の種類、規模及び程度により、次のうち最も適切な方法で実施する。

表－災害時における輸送の方法

自動車輸送	調達順位 第1位：公共機関所有車両 第2位：営業用車両 第3位：一般自家用車両 注：自衛隊車両については状況により適切に要請する。
航空機による輸送	地上輸送がすべて不可能な場合は、ヘリコプター等により実施する。

(11)被災地内における一般交通の確保

交通規制を行ったときは、その状況を次の方法によって周知の徹底に努め、一般交通の確保を図るものとする。

- ア. 規制道路への道路標識等の設置
- イ. 関係機関への連絡
- ウ. 一般住民に対する広報
- エ. 迂回路等の指示

表－第1次緊急輸送道路

路線番号	路線名	起点側	終点側
(高速自動車国道)			
E51	東関東自動車道水戸線	潮来市県境(千葉県)から	潮来市延方(潮来IC)まで
	〃	銚田市飯名(銚田IC)から	東茨城郡茨城町越安(茨城町JCT)まで
	〃(潮来IC～銚田IC 供用から)	潮来市延方(潮来IC)から	銚田市飯名(銚田IC)まで

(一般国道)			
51	国道 51 号	稲敷市県境(千葉県)から	水戸市三の丸 1 丁目国道 50 号交差(水戸駅前交差点)まで
(主要地方道)			
50	水戸神栖線	潮来市須賀 国道 51 号交差(須賀交差点)から	神栖市筒井 国道 124 号交差(平泉交差点)まで
(一般県道)			
101	潮来佐原線	潮来市洲崎 国道 51 号交差(洲崎交差点)から	潮来市延方 主要地方道水戸神栖線交差点まで

表－第 2 次緊急輸送道路

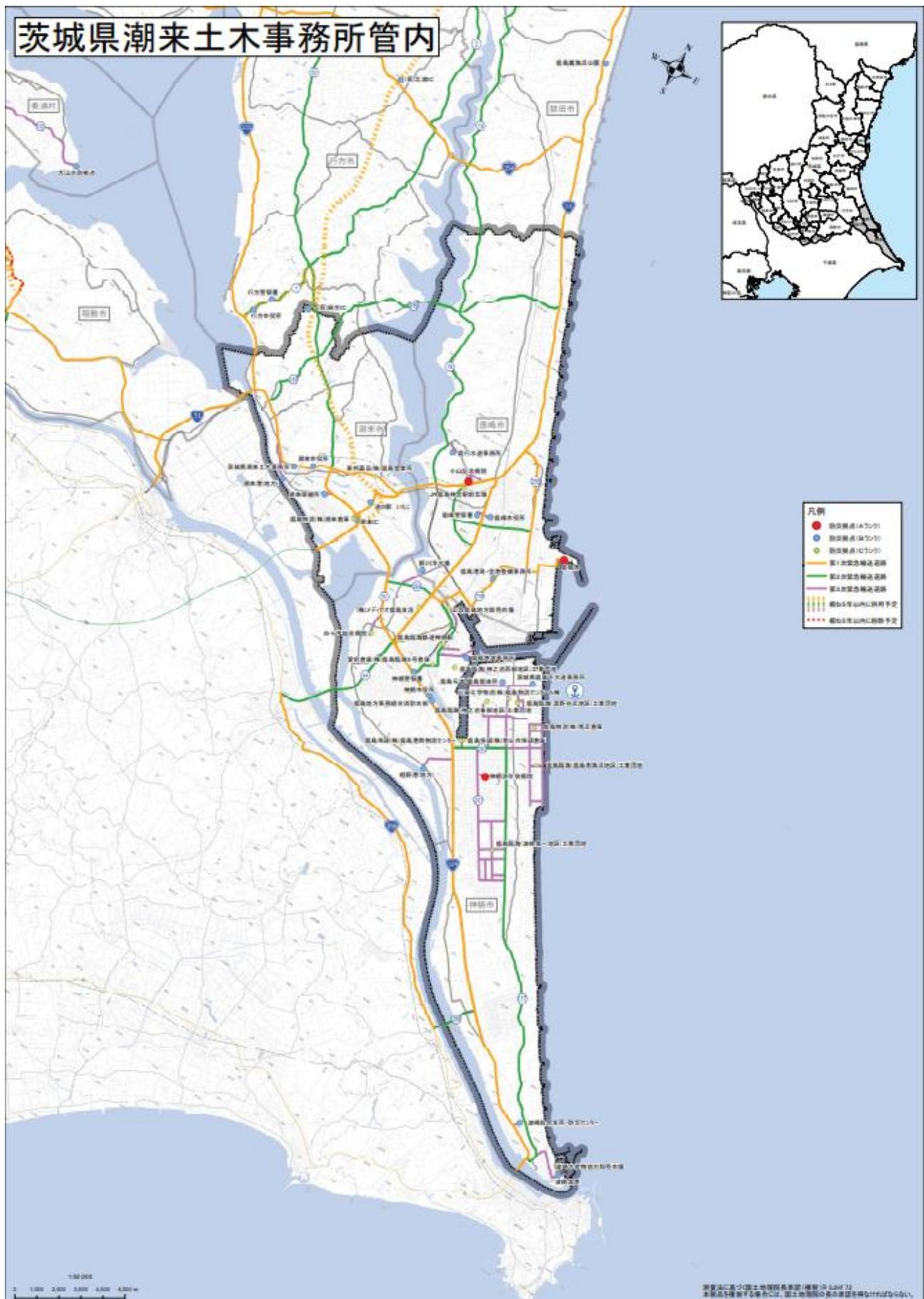
路線番号	路線名	起点側	終点側
(一般国道)			
355	国道 355 号	潮来市牛堀 国道 51 号交差(山下交差点)から	潮来市堀之内 一般県道繁昌潮来線交差まで
(一般県道)			
50	水戸神栖線	行方市玉造 国道 354 号交差(泉北交差点)から	潮来市須賀 国道 51 号交差(須賀交差点)まで
185	繁昌潮来線	行方市根小屋 一般県道荒井行方線交差から	潮来市堀之内 国道 355 号交差まで

表－第 3 次緊急輸送道路

路線番号	路線名	起点側	終点側
(主要地方道)			
5	竜ヶ崎潮来線	潮来市上戸 国道 51 号交差(上戸交差点)から	潮来市潮来 一般県道潮来佐原線交差まで
(一般県道)			
101	潮来佐原線	潮来港から	潮来市潮来 主要地方道竜ヶ崎潮来線交差まで
	〃	潮来市大洲 主要地方道水戸神栖線交差から	潮来保健所まで
(市町村道)			
	潮来市道(潮)1 級 13 号線	潮来市延方 主要地方道水戸神栖線交差から	鹿島物流(株)潮来倉庫まで
	潮来市道(潮)1059 号線	潮来市潮来 一般県道潮来佐原線交差から	潮来港(地方)まで
	潮来市道(潮)928 号線	潮来市潮来 国道 51 号交差(土木事務所入口交差点)から	潮来土木事務所まで

茨城県緊急輸送路ネットワーク計画

[https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/doiiji/doro/01saigai/documents/7\\_itako.pdf](https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/doiiji/doro/01saigai/documents/7_itako.pdf)



<b>第2節 避難計画</b>						
	震災	風水害	航空	鉄道	道路	林野

## 1. 避難計画の方針

### (1) 潮来市

市は防災 FAX による気象情報、河川管理者による河川水位や洪水予報、水防警報及びその他必要な情報を適切に取得、分析する。またその情報を関連機関も含め速やかに共有する。

市は、災害に際し危険地域にある住民を安全地域に避難させ、人身被害の軽減を図り、かつ、これらの者と現に被害を受けて避難しなければならない者を、一時的に学校、集会施設等の既存建物または仮設テント等に収容し保護する。さらに、高齢者等要配慮者に配慮し、必要に応じ、県及び市の「災害時支援協力に関する協定」に基づき、ゴルフ場の活用を図るほか、被災地以外の地域にある施設を含め、旅館やホテル等多様な施設の確保に努める。

市民福祉部は自主防災組織の代表（区長等）と民生委員・児童委員に対し避難等に関する調整（避難行動要支援者等の対応）を行う。また土砂災害の危険性がある箇所からは、早期避難を促す。

対策本部は、台風情報を基に、避難所開設を確認したうえで自主避難情報等の発表を決定する。（災害広報は発表準備をする。）また土砂災害の恐れのある箇所付近の居住者や要配慮者についての個別対応についても検討する。

市長公室及び総務部は防災無線やホームページ・メルマガ等を通じて市民へ台風等に関する情報を告知する。本部の決定・指示に基づき、早い段階から自主避難を呼びかける。

避難指示は対策本部において決定する（消防防災担当は事前に基準等を確認し、本部決定が適切に行えるよう準備する）。また深夜の避難は、危険なため、過去に浸水・土砂災害が発生した地区等は、早めの避難を呼びかける。

対策本部は消防署（消防団）へ、救助・避難を要請する。

対策本部は、関係部署・機関と連携し救助（緊急避難）を必要とする人への対応をする。

### (2) 市民

市民は、「自らの身は自ら守る」という「自助」の精神に基づき、平常時の備えを行うとともに、気象情報や市からの情報の把握に努め速やかな避難に心がける。特に、いわゆる線状降水帯や竜巻等、近年発生頻度が高まっている気象現象については、発生情報の把握が困難な場合も多いことから、避難方法や避難場所についての知識の習得に努める。

また、地域や近隣との間では、避難や声かけ等、「共助」の意識の醸成に努める。

## 2. 避難指示の実施機関

避難指示を発すべき権限のある者は、それぞれの法律によって次のように定められている。

- ① 市長（災害対策基本法第 60 条）
- ② 警察官（災害対策基本法第 61 条、警察官職務執行法第 4 条）
- ③ 水防管理者（水防法第 22 条）
- ④ 知事またはその命を受けた県職員（水防法第 22 条、地すべり等防止法第 25 条）
- ⑤ 災害のため派遣を命ぜられた部隊等の自衛官「その場に警察官がない場合に限る。」

### 3. 避難指示, 誘導

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、住民の生命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、市町村長等は関係機関の協力を得て、「避難指示」のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で「高齢者等避難開始」の伝達を行い、また安全に誘導して未然に被害をくい止めるものとする。

#### 【留意点】

##### ■迅速かつ的確な情報収集

避難の指示の決定に際して必要な情報を、迅速かつ的確に収集する。災害時にはこれらの情報は市よりも消防や警察に集まりやすいため、これらの関係機関の連携を密にして情報の遺漏がないようにする必要がある。

##### ■関係機関の協力

混乱なく速やかに避難を実施するためには、市、消防、警察、その他機関の足なみが揃っている必要があり、情報の共有化の徹底をはかることが必要である。

##### ■要配慮者に配慮した避難誘導

避難は近隣住民（自主防災組織）、ボランティアなどの協力を得て、地域の全員が安全に行うことが重要である。そのためには、高齢者、病弱者、乳幼児、障害者、外国人等の要配慮者への配慮が必要である。

#### (1) 避難指示, 高齢者等避難開始

##### ① 避難が必要となる災害

地震発生後、被害の拡大要因となる災害としては次のようなものがある。これらについては十分な警戒を行い、積極的な情報収集に努め、適切な避難指示を伝達する。また、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始を適切に出すように努める。

- ・津波
- ・崖崩れ, 地すべり
- ・延焼火災・その他
- ・危険物漏洩（毒劇物, 爆発物）
- ・余震による建物倒壊
- ・地震水害（河川, 海岸, ため池等）

②避難指示，高齢者等避難開始

<p>市長及び水防管理者</p>	<p>市長及び水防管理者は，火災，崖崩れ，津波，洪水，高潮等の事態が発生し，または発生するおそれがあり，住民の生命，身体に危険を及ぼすと認めるときは，危険地域の住民に対し，速やかに立退きの指示を行うものとする。</p> <p>また，市長は，必要に応じ，立退きの指示の前の段階で，住民に立退きの準備または立退きに時間を要する者に対して立退きを適切に促すよう努める。</p> <p>なお，市は，避難指示を行う際に，国または県に必要な助言を求めることができる。</p> <p>市は，躊躇なく避難指示等を発令できるよう，平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに，当該業務を遂行するための役割を分担するなど，全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。</p>
<p>警察官 及び海上保安官</p>	<p>警察官及び海上保安官は，地震に伴う災害の発生により，住民の生命，身体に危険を及ぼすおそれがある場合において，市長が指示できないと認めるとき，または市から要求があったとき，若しくは住民の生命，身体に危険が切迫していると自ら認めるときは，直ちに当該地域住民に対し立退きを指示するものとする。</p>
<p>自衛官</p>	<p>災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は，災害により危険な事態が生じた場合で，警察官がその場にいないときは，危険な場所にいる住民に避難の指示をするものとする。</p>
<p>県 指定行政機関の長 指定地方行政機関の長</p>	<p>ア．知事は，災害の発生により市がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは，危険地域の住民に対し，速やかに立退きの指示を行うものとする。</p> <p>イ．知事またはその委任を受けた職員は，地震に伴う津波の襲来及び地すべりにより著しく危険が切迫していると認められるときは，危険な区域の住民に対して立退きを指示するものとする。</p> <p>ウ．県，指定行政機関及び指定地方行政機関は，避難指示等の発令基準の策定を支援するなど，市町村の防災体制確保に向けた支援を行うとともに，市町村から求めあった場合には，避難指示の対象地域，判断時期等について助言するものとする。また，県は，時機を失することなく避難指示等が発令されるよう，市町村に積極的に助言するものとする。</p> <p>エ．国〔国土交通省〕及び都道府県は，市町村長による洪水時における避難指示等の発令に資するよう，市町村長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めるものとする。</p>

③避難指示・高齢者等避難開始の内容

避難の指示及び避難準備・高齢者等避難開始は、次の内容を明示して実施するものとする。

- 要避難対象地域
- 避難先及び避難経路
- 避難指示及び高齢者等避難開始の理由
- その他必要な事項

④避難措置の周知

避難指示を実施した者及び高齢者等避難開始を出した者は、当該地域の住民に対してその内容を周知させるとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。

■住民への周知徹底

避難指示を実施した者及び高齢者等避難開始を出した者は、速やかにその旨を住民に対して周知する。また、避難の必要がなくなった場合も、速やかに周知する。この場合、文書（点字版を含む）や掲示板による周知を行うこととし、視聴覚障害者への周知徹底を期するとともに、情報の混乱を防止する。

ア. 直接的な周知として、市防災行政無線、広報車等を活用する。また、これによる避難呼びかけの際には、住民の避難行動を促すため、緊迫感を持たせるような工夫をほどこした呼びかけを行うものとする。

イ. Lアラート等を活用するなど、報道機関等の協力を得て、間接的に住民に広報する。

風水害等の避難の措置を行うに当たっては、当該実施者はその内容を直接の広報、または報道関係機関等を通じて住民に周知徹底を図るものとする。

また、市は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内で留まっていたほうが安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」を行うべきことにも留意するものとする。

また、避難指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難開始の発令に努めるものとする。

また、市は、自主防災組織、民生員、消防団等の地域コミュニティとの協力・連携を図り、要配慮者を含めた住民への周知漏れを防ぐ。

■関係機関相互の連絡

避難指示及び解除を行った者は、その旨を関係機関に連絡し、現場での情報混乱を未然に防止する。

また、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の配慮に努めるものとする。

(2)警戒区域の設定

①警戒区域の設定

市	市長は、上記のような状況の場合、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを制限、禁止または退去を命ずる。
警察官 海上保安官	市町村長またはその職権を行う吏員が現場にいない場合、または、これらの者から要請があった場合、警察官または海上保安官は、市町村長の権限を代行する。この場合は、直ちに市町村長に対して通知する。
自衛官	災害派遣を命ぜられた部隊などの自衛官は、市町村長、警察官、海上保安官が現場にいない場合に限り、市町村長の権限を代行する。この場合は、直ちにその旨を市町村長に通知する。
消防職員 または水防職員	消防活動、水防活動を確保するために、消防または水防関係者以外を現場近くに近づけないよう措置をすることができる、(消防法第 28 条、水防法第 21 条)

②警戒区域設定の周知

警戒区域の設定を行った者は、避難の指示と同様に、住民への周知及び関係機関への連絡を行う。

(3)避難の誘導

①避難誘導の方法

市職員、警察官、消防職員、その他が行う避難誘導は、住民の安全のため次の事項に留意して速やかに行うものとする。市はあらかじめ定めた避難誘導に係る計画や防災マップに沿った避難支援を行う。

- 避難誘導に当たり、指定緊急避難場所及び避難路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めること。
- 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たな災害発生場所を避け、安全な経路を選定すること。
- 危険な地点には標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置して安全を期すること。
- 自主防災組織、その他適切な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずること。
- 住民に対し、高齢者、乳幼児、児童、障害者等要配慮者の安全確保の援助及び優先避難を呼びかけ、近隣者相互の助け合いによる全員の安全避難を図ること。
- 避難誘導は受入れ先での救援物資の配給等を考慮して、できれば町内会等の単位で行うこと。
- 保健所は、感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局（管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めること。また、市の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行う

とともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めること。

- ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保する事ができる場合は、住民自らの判断で「緊急安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うことについて周知徹底に努めるものとする。

## ②住民の避難対応

### ア. 避難の優先

避難に当たっては、病弱者、高齢者、障害者等の避難を優先する。

### イ. 携行品の制限

緊急を要する場合は、貴重品（現金、貯金通帳、印鑑、有価証券等）、手拭、ティッシュ等とし、比較的時間に余裕のある場合は、若干の食料、日用身の回り品等とする。

## (4)広域避難（広域一時滞在）

市は、市の区域外への広域避難が必要となるような大規模広域災害時に、円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

被災した市町村は、災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町村の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への入居が必要であると判断した場合において、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては都道府県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。

県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないときは、市町村の要求を待たないで、広域一時滞在のための要求協議を当該市町村に代わって行うものとする。

国は、市町村及び県が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合は、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行うものとする。また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村から要求を待ついとまがないときは、市町村の要求を待たないで、県に代わって、国が広域一時滞在のための協議を行うものとする。

また、国は、県から求めがあった場合には、受入れ先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言するものとする。また、都道府県は、市町村から求めがあった場合には、同様の助言を行うものとする。

#### 4. 市長の避難の指示等

市長は、災害対策基本法第 60 条に基づき避難の指示等を行う。

- ア. 災害が発生し、または発生する恐れがある場合において、人々の生命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市長は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示することができる。
- イ. 前項の規定により避難のための立ち退き指示する場合において、必要があると認めるときは、市長は、その立ち退き先を指示することができる。
- ウ. 市長は、第 1 項の規定により避難のための立ち退きを指示し、または立ち退き先を指示したときは、速やかに、その旨を県知事に報告しなければならない。
- エ. 市長は、避難の必要がなくなったときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。前項の規定は、この場合について準用する。

(参照条文)災害対策基本法第 61 条、第 63 条、水防法第 22 条、地すべり等防止法第 25 条、警察官職務執行法第 4 条

#### 5. 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設

市は、発災時に必要に応じ、指定緊急避難場所、指定避難所及び要配慮者のための福祉避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

また、必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て指定緊急避難場所または指定避難所として開設する。

なお、災害の想定等により必要に応じ、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けることとする。

さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、必要に応じ、県の「災害時支援協力に関する協定」に基づき、ゴルフ場の活用を図るほか、被災地域外の地域にあるものを含め、公共用地・国有財産の活用や旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。

また、市は、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

なお、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

##### (1)対象者

- ①住家が被害を受け、居住の場所を失った者
- ②現に災害に遭遇（旅館の宿泊人、通行人等）した者
- ③災害によって、現に被害を受けるおそれのある者

(2)設置場所

- ①避難所としてあらかじめ指定している施設
- ②広域避難地等に設置する小屋，テント等の野外収容施設

(3)災害救助法による設置費用の範囲及び限度額

①費用の範囲

- ア．賃金職員等雇上費
- イ．消耗器材費
- ウ．建物，器物等使用謝金
- エ．燃料費
- オ．仮設便所及び炊事場の設置費等
- カ．衛生管理費

②限度額

- ア．基本額  
避難所設置費 1人1日当たり 300円以内
- イ．加算額  
冬季（10月～3月）についてはその都度定める額

(4)設置期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし，状況により期間を延長する必要がある場合には，知事の事前承認（厚生労働大臣の同意を含む。）を受ける。

(5)避難所開設の要請

市は，避難所が不足する場合は，県に対し，避難所の開設及び野外収容施設の設置に必要な資材の調達への協力を要請する。

(6)避難所開設の報告

市は，避難所を開設した場合には，直ちに次の事項を県に報告する。

- ア．避難所開設の目的
- イ．箇所数及び収容人員
- ウ．開設期間の見込み

(7)避難所開設の留意点

避難所の開設にあたっては，以下の点に留意するものとする。

- ア．被災者把握のための調査体制の整備
- イ．避難者把握のための窓口の明確化
- ウ．避難者，疎開者，自宅被災者等の把握

## 6. 避難所の開設基準

避難所の開設基準は、以下のように災害対策本部の設置とともに、避難所開設について判断することとし、地震発生時については、震度6弱を記録し大規模な災害が発生した場合は避難所を開設する。

表－地震発生時における開設基準

震災における決定基準			
種類	設置基準等	避難所開設の基準	災害対策本部
非常体制第1配備	本市で震度5弱を記録し、かつ地震により局地災害が発生したとき	○避難所長および副所長は避難所に参集し、避難所周辺の被害状況および避難所への被災者の避難状況を確認し、災害対策本部に報告。 (被害が発生している場合は、被災者がいると考えられ、避難所開設の判断を要す) ○避難所長または副所長の報告に基づき、災害対策本部が避難所開設について指示。 ○避難所開設の指示があった場合、避難所長または副所長は、直ちに避難所配備職員に参集を指示し避難所を開設。	設置
非常体制第2配備	本市で震度6弱を記録したとき、かつ地震により大規模な災害が発生した場合	○設置	設置
非常体制第3配備	本市で震度6強以上を記録したとき、かつ市全域にわたり大規模な災害が発生した場合で、本部長が必要と認めたとき	○設置	設置

表－風水害等における開設基準

風水害における決定基準			
種類	設置基準等	避難所開設の基準	災害対策本部
非常体制第1配備	おおむね12時間後に災害が発生する恐れがある場合、若しくは局地災害が発生した場合、またはその他の状況により市長が必要と認め指令を発したとき	○気象・被害状況等から災害対策本部が、開設すべき避難所を指定し、当該避難所の避難所長または副所長に避難所開設を指示 ○高齢者等避難開始の発表や、避難指示の発令を行う場合に、避難情報を発表する地域に対して避難先を周知。 ○避難所開設の指示があった場合、避難所長または副所長は、直ちに避難所配備職員に対し参集を指示。	設置
非常体制第2配備	事態が切迫し、市内に災害が発生すると予想される場合、若しくは発生した場合またはその他の状況により本部長が必要と認め指令を発したとき		設置
非常体制第3配備	災害が拡大し、非常第2配備体制では対処できない場合、またはその他の状況により本部長が必要であると認め指令を発したとき		設置

このほか、風水害時においては、市民の自主避難の申し出による避難所開設も想定される。この場合の設置基準は以下の通りとする。

表一風水害時における市民からの申し出による避難所の開設基準

開設理由	避難所開設の基準	職員の対応
市民からの自主避難の申し出による開設	<p>○市民の自主避難の申し出があった場合で、開設の必要性が生じたときは、その近隣の避難所を開設する。</p> <p>○災害対策本部は、開設すべき避難所を指定し、避難所開設を連絡する。</p>	避難所開設の指示があった場合、該当する避難所配備職員は参集する。

## 7. 避難者、疎開者、自宅被災者の把握

### (1)登録窓口の設置及び被災者台帳の作成

市は、発災後、避難者の氏名、自宅住所、性別、年齢等について登録できるよう登録窓口を設置する。

また、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、一人一人の被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、きめ細やかな支援（災害ケースマネジメント）の継続的な実施に努めるものとする。

### (2)避難者等の調査の実施

#### ①調査体制の整備

県及び市は、救助法の適用、避難所の開設、食料・水・生活必需品等の供給、義援金の配分、災害弔慰金等の支給、応急仮設住宅の入居者選定等被災者に関わる事項の調査を効率的に実施できるようあらかじめ調査体制を整備する。

##### ア. 調査チームの編成

被災者状況、建物被害等を把握するため、関係部局の職員やボランティア等からなる調査チームを地域別に編成し、調査責任者を定め調査を行う。

##### イ. 調査・報告方法の確立

調査用紙、報告用紙を作成し、その周知徹底を図るとともに、調査方法、報告方法についてもあらかじめ定めておくものとする。

#### ②調査の実施

市は、(1)に基づき調査を実施する。必要があれば、県に調査を要請する。

県は、市町村からの要請があった場合及び被害状況により必要だと認められる場合は、(1)に基づき調査を実施する。

## 8. 避難生活の確保、健康管理

災害によって住居等を喪失した被災者に対しては、避難所等を開設し一時的に受入れ保護する必要がある。しかしながら、不特定多数の被災者を受入れる場合、感染症疾病や食中毒の発生あるいはプライバシー保護の困難性からくる精神不安定等様々な弊害が現れる。このため、避難所の生活環境の整備を図り、良好な避難生活の提供及び維持ができるよう、避難所の開設、運営及び健康管理等に関する業務を積極的に推進していくものとする。

(1) 避難所の管理・運営

① 避難所の運営

市は、避難所の開設に伴い、職員及び自主防災組織・ボランティアを各避難所に配置し、あらかじめ策定したマニュアルに基づいて避難所の運営を行う。その際、女性の参画を推進し、避難の長期化等必要に応じて、以下のような男女のニーズの違い等男女双方の視点や避難所の安全性の確保に十分配慮するよう努めるとともに、公営住宅や空屋等利用可能な既存住宅のあっせん等により避難場所の早期解消に努める。さらに必要があれば、県、近隣市町村に対しても協力を要請する。

また、避難所の安全確保及び秩序の維持のため警察官の配置についても配慮する。

■ 男女双方の視点

- ・ 女性専用の物干し場、授乳室の設置、男女別の更衣室等
- ・ 生理用品・女性用下着等の女性用品の女性による配付

■ 避難所の安全性の確保

- ・ 巡回警備や防犯ブザーの配布

② 避難所における市民の心得

避難所に避難した住民は、避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止に努め、次のような点に心掛ける。また、市は平常時から避難所における生活上の心得について、市民に周知を図るものとする。

表－避難所における市民の心得の例

- 自治組織の結成とリーダーへの協力
- 正確な情報の伝達、食料・飲料水等の配布、清掃等への協力
- ごみ処理、洗濯、入浴等生活上のルールへの遵守
- 要配慮者への配慮
- プライバシーの確保(保護)
- その他避難所の秩序維持に必要と思われる事項

### ③福祉避難所における支援

#### ア. 福祉避難所の指定

要配慮者は、心身の状態や障害の種別によっては、避難所の生活に順応することが難しく、症状を悪化させたり、体調を崩しやすいので、市は、介護保険施設、障害者支援施設等を福祉避難所として事前に指定し、必要な介護や情報提供等の支援を行う体制を整備するよう努める。

その際、避難生活が長期にわたることも想定し、要配慮者が過ごしやすいような設備を整備されているもの等を指定するものとする。

参考：福祉避難所については資料編（「災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書」締結施設一覧）を参照

#### イ. 福祉避難所の周知

市は、様々な媒体を活用し、福祉避難所に関する情報を広く住民に対して周知する。特に、要配慮者やその家族、避難支援者に対しては、直接配布するなどして、周知を徹底する。

#### ウ. 食料品・生活用品等の備蓄

市は、食料品の備蓄に当たっては、メニューの多様化、栄養バランスの確保に留意し、食事療法を必要とする内部障害者や食物アレルギーがある者等へ配慮する。

#### エ. 福祉避難所の開設

市は、一般の避難所において福祉避難所の対象となる者がおり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、対応可能な福祉避難所を開設するものとする。

#### オ. 福祉避難所開設の報告

市は、福祉避難所を開設した場合には、直ちに次の事項を県に報告する

- 避難者名簿（名簿は随時更新する）
- 福祉避難所開設の目的
- 箇所名、各対象受入れ人員（高齢者、障害者等）
- 開設期間の見込み

## (2)避難所等における生活環境の整備

### ①避難所等における生活環境の維持

市は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、被災者が健康状態を損なわずに生活維持するために必要な各種生活物資及び清潔保持に必要な石鹸・うがい薬の提供、仮設トイレの管理、必要な消毒及びし尿処理を行うとともに、入浴の提供を行うほか、食事供与の状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

避難の長期化等必要な場合には、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、扇風機、暖房器具の提供等の暑さ寒さ対策等を講じるよう努めるものとする。

また、やむを得ず避難所以外の場所に滞在する被災者に対しても、食料等必要な物資の配布等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。

## ②対象者に合わせた場所の確保

避難所に部屋が複数ある場合には、乳幼児用や高齢者用、障害者用、体調不良者用等対象別に割り当てる。体育館等の場合には安全のための通路の確保や着替えの場所等の確保を行う。

なお、一般の避難所で対応が困難である場合は、市は必要に応じて福祉避難所を設置する。

## ③感染症や食中毒の予防に必要な知識の普及

県及び市町村は、インフルエンザ等の感染予防のため、手洗い、うがい、部屋の換気及びトイレ消毒等の保健指導や健康教育を行う。

## ④災害時健康危機管理支援チーム（以下 DHEAT という）の応援・派遣要請

県（保健政策課）は、国に DHEAT の応援派遣を調整し、DHEAT は保健所の指揮のもと、市の医療対策及び避難所等における保健衛生対策と生活環境衛生等に関する保健医療活動の指揮調整機能等を応援する。

## ⑤保健師等の応援・派遣要請

県（健康推進課）は、市の要請に応じて、県内応援保健師等の派遣を調整し、応援保健師等は、保健所や DHEAT の指揮のもと、避難所支援等の保健活動を実施する。

## 9. 避難者の健康管理

## (1) 被災者の健康状態の把握

- ①県及び市は、避難所において、被災者の健康（身体・精神）状態の把握及び健康相談などの災害時保健活動を実施する。また、必要時は、医師及び保健師等で構成するチームを編成し、対応する。
- ②災害時保健活動については、「茨城県災害時保健活動マニュアル」及び「潮来市災害時保健マニュアル」に基づき健康ニーズの把握や継続治療、災害による生活不活発病等の二次的疾患の予防など、フェイズに応じた活動を実施する。
- ③活動で把握した内容や問題等は、災害時保健活動マニュアルに示す記録様式に記載し、その内容等は、チームカンファレンスにおいて、情報の共有と効果的な処遇検討ができるよう努める。

## (2) 避難所の感染症対策

県及び市は、避難所において、感染症の発生を防止するため、「避難所感染症対策の手引き」を参考に、感染症予防対策を実施する。

また、避難所感染症サーベイランスを行い、感染症発生状況を把握し、感染症の拡大防止に努める。

## (3) 要配慮者の把握

県及び市は、避難者の中から要配慮者を早期に把握し、処遇に十分配慮する。必要に応じて福祉避難所への移動、社会福祉施設への緊急入所、避難所内の個室利用等を行う。

(4) 継続的要援助者のリストアップ

県及び市は、援助者が変更しても継続援助が提供できるよう、個別的に継続援助が必要な者について、健康管理票及びリストを作成する。

(5) 関係機関との連携の強化

県は、あらかじめ介護保険施設、障害者支援施設等に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。

県及び市は、支援を必要とする高齢者、障害者等に必要なケアの実施やニーズに応じて介護・社サービス、ボランティア等の支援につなぐための連携や調整を行う。

10. 精神保健、心のケア対策

市は、県（障害福祉課）、精神保健福祉センター、保健所と連携して心のケア活動を実施する。

(1) 相談窓口

- ① 県は、精神保健福祉センター及び保健所に開設された心の健康相談窓口について、各種広報媒体を活用し、広報を図る。
- ② 精神保健福祉センターは、心のケアに対する正しい知識の普及を図るため、災害時の心のケアや心的外傷後ストレス障害（PTSD）に関するパンフレット等を作成し、保健所及び市町村を通じ被災者に配布する。

(2) 精神保健医療体制

- ① 県（障害福祉課）及び精神保健福祉センターは、DPAT調整本部を障害福祉課に設置し、原則として、精神科医療機関の現状、保健所や市町村が行う心のケア活動の情報収集、関係者への情報提供（FAX等）を一元的に行う。

また、県（障害福祉課）及び精神保健福祉センターは、DPATと連絡・調整を行い、被災地の保健・医療の現況等に応じた心のケア活動の方針等を示す。DPATは、保健所、市町村、日赤心のケアチーム、その他の関係機関との連携を図りながら、精神保健医療の支援にあたる。

- ② 保健所及び市町村は、連携して次のことを実施する。

フェイズ	実施内容
フェイズ1～2	・心の健康相談、DPATによる避難所への巡回診療のサポート及び必要時DPATとの同行訪問
フェイズ3 (近隣の精神科医療機関による診療再開)	・継続的な対応が必要なケースの把握、対応、DPATへの情報提供
フェイズ4	・仮設住宅入居者及び帰宅者等への巡回診療、訪問活動(必要時同行訪問) ・PTSD(心的外傷後ストレス障害)への対応

- ③保健所及び市は、特に、心理的サポートが必要となる遺族、安否不明者の家族、高齢者、子ども、障害者、外国人に対しては十分に配慮するとともに、適切なケアを行う。

### (3)DPATの派遣要請

県（障害福祉課）は市の要請もしくは必要に応じ、国や関係団体へDPATの派遣を要請する。DPATは、保健師派遣チーム等と連携し、精神科医療が必要な者への治療にあたりるとともに、相談、カウンセリング等適切な対応を行う。さらに、被災者のケアを行っている職員の精神的ケアを行う。

### (4)精神科救急医療の確保

県（障害福祉課）は、治療中断（薬切れ等）や環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障害者に対して、県精神科病院協会、精神科医療機関の協力を得ながら、受入可能な医療機関の確認、オーバーベッドの許可、搬送の手続など、入院できるための体制を確保する。こうした病状の悪化した精神障害者を受け入れる病床の確保については、各医療機関と調整を行い、保健所、精神保健福祉センター等に情報提供を行う。

### (5)市における災害時のこころのケアへの対応

- ①災害後の一過性ストレス反応（急性ストレス障害、ASD）や心的外傷後ストレス障害（PTSD）の情報や災害時の心的反応プロセスを、被災者や関係者に周知する。相談機関や相談窓口を明示し、必要な支援が得られるようにする。

#### ②ハイリスク者の把握

災害直後から、見守りの必要があると思われる住民に対して、こころのチェックリスト等（様式13）を用いてスクリーニングを行う。

参考：（財）東京都医学総合研究所のホームページ I E S - R

改定出来事インパクト尺度日本語版 [www.ncnp.go.jp/pdf/mental\\_info\\_check.pdf](http://www.ncnp.go.jp/pdf/mental_info_check.pdf)

#### ③ハイリスク者の対応

医療が必要と判断される場合は、避難所を巡回しているDPATの医師等に相談する。また、かかりつけ（精神科）医療機関がある場合は、その精神科医療機関の受診につなげる。その後も継続して支援する。

## 11. ニーズの把握

### (1)被災者のニーズの把握

県及び市は、被災者のニーズ把握を専門に行う職員を避難所等に派遣するとともに、住民代表、民生委員・児童委員、ボランティア等との連携により、ニーズを集約する。

さらに、被災地域が広域にわたり、多数の避難所が設置された場合には、数ヶ所の避難所を巡回するチームを設けて、ニーズの把握に当たる。

ア. 家族、縁故者等の安否

イ. 不足している生活物資の補給

- ウ. 避難所等の衛生管理(入浴, 洗濯, トイレ, ゴミ処理等)
- エ. メンタルケア
- オ. 介護サービス
- カ. 家財の持ち出し, 家の片付け, 引っ越し(荷物の搬入・搬出)

## (2)要配慮者のニーズの把握

自力で生活することが困難な高齢者(寝たきり, 独居), 障害者等のケアニーズの把握については, 県職員・市職員, 民生委員・児童委員, ホームヘルパー, 保健師など地域ケアシステムチーム員等の巡回訪問を通じて, 各種サービス供給の早期確保を図るとともに, 円滑なコミュニケーションが困難な外国人についても, 語学ボランティアの巡回訪問等により, ニーズ把握に努めるものとする。

- ア. 介護サービス(食事, 入浴, 洗濯等)
- イ. 病院通院介助
- ウ. 話し相手
- エ. 応急仮設住宅への入居募集
- オ. 縁故者への連絡
- カ. 母国との連絡

## 12. 相談窓口の設置

### (1)総合窓口の設置

県, 市は(2)に示す各種の相談窓口を代表する総合窓口を設置し, 県, 市, 防災関係機関その他団体の設置する窓口業務を把握しておき, 様々な形で寄せられる問い合わせに対して, 適切な相談窓口を紹介する。

### (2)各種相談窓口の設置

県各部局, 市は, 被災者のニーズに応じて以下の様な相談窓口を設置する。これらの相談窓口は, 専門的な内容も多いため, 関係団体, 業界団体, ボランティア組織等の協力を得て準備, 開設及び運営を実施する。または, 災害の長期化に対応できるよう適宜相談組織の再編を行う。

- ア. 生命保険, 損害保険(支払条件等)
- イ. 家電製品(感電, 発火等の二次災害)
- ウ. 法律相談(借地借家契約, マンション修復, 損害補償等)
- エ. 心の悩み(恐怖, 虚脱感, 不眠, ストレス, 人間関係等)
- オ. 外国人(安否確認, 母国との連絡, 避難生活等)
- カ. 住宅(仮設住宅, 空き家情報, 公営住宅, 復旧工事)
- キ. 雇用, 労働(失業, 解雇, 休業, 賃金未払い, 労災補償等)
- ク. 消費(物価, 必需品の入手)
- ケ. 教育(学校)
- コ. 福祉(身体障害者, 高齢者, 児童等)
- サ. 医療・衛生(医療, 薬, 風呂)
- シ. 廃棄物(ガレキ, ゴミ, 産業廃棄物, 家屋の解体)

- ス. 金融(融資, 税の減免)
- セ. ライフライン(電気, ガス, 水道, 下水道, 電話, 交通)
- ソ. 手続き(罹災証明, 死亡認定等)

### 13. 被災者への情報伝達

各機関は、被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、地震活動の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報など、被災者等に役立つ情報を適切に提供するものとする。

#### (1) テレビ, ラジオの活用

テレビ, ラジオ局の協力を得て、定期的に被災者に対する放送を行い、生活情報の提供を行う。なお、聴覚障害者のために文字放送による情報の提供に努める。

#### (2) インターネットメールの活用

インターネットポータル会社の協力を得て、災害情報サービスの提供入手が可能となる場を設けるとともに、防災関係機関は情報の提供に努める。

#### (3) インターネットの活用

ホームページやSNS等を活用して、被災者に不可欠な生活情報の提供を行う。被災者に不可欠な生活情報の提供に努める。

#### (4) ファックスの活用

避難所に対する文書情報の同時提供のため、NTT, 電器メーカー等の協力を得て、ファックスを活用した、定期的な生活情報の提供を行う。

#### (5) 震災ニュースの発行

様々な生活情報を集約して、新聞紙面を借り切るなどの措置を講じ、震災ニュースとして、避難所、各関係機関等に広く配布に努める。

### 14. 要配慮者安全確保対策

#### (1) 趣旨

地震災害時には、要配慮者は、自力では避難できないことや視聴覚や音声・言語機能の障害からの確な避難情報の把握や地域住民との円滑なコミュニケーションが困難になること等により、パニック等、非常に危険なあるいは不安な状態に置かれることとなる。

このため、避難誘導、安否確認、救助活動、搬送、情報提供、保健・福祉巡回サービスの実施、相談窓口の開設等あらゆる段階で要配慮者の実情に応じた配慮を行い、安全確保を図るとともに、必要な救助を行うものとする。

#### (2) 留意点

##### ① 状況把握の早期実施

在宅や避難所で生活する要配慮者への安全確保対策を的確に行えるよう、状況把握を早期

に行うことが必要である。

②行政と地域住民及びボランティア等との協力体制の確保

要配慮者に対する応急救助活動の実施に当たっては、地域住民やボランティア組織等、地域全体での協力体制を確保する必要がある。

(3)要配慮者利用施設入所者等に対する安全確保対策

①救助及び避難誘導

施設等管理者は、避難誘導計画に基づき、入所者等を安全かつ速やかに救助及び避難誘導を実施する。市は、施設等管理者の要請に基づき、施設入所者等の救助及び避難誘導を援助するため、職員を派遣するとともに、近隣市町村に応援を要請する。または、近隣の要配慮者利用施設、近隣住民(消防団・自主防災組織)、ボランティア組織等にも協力を要請する。

②搬送及び受入れ先の確保

施設等管理者は、災害により負傷した入所者等を搬送するための手段や受入れ先の確保を図る。市は、施設等管理者の要請に基づき、救急自動車等を確保するとともに、病院等の医療施設及び他の社会福祉施設等受入れ先を確保する。

③食糧、飲料水及び生活必需品等の調達

施設等管理者は、食糧、飲料水、生活必需品等についての必要数量を把握し供給するとともに、不足が生じた時は、市等に対し応援を要請する。

市は、施設等管理者の要請に基づき、食糧、飲料水、生活必需品等の調達及び配付を行う。

④介護職員等の確保

施設等管理者は、介護職員等を確保するため、施設間の応援協定に基づき、他の社会福祉施設及び市等に対し応援を要請する。

市は、施設等管理者の要請に基づき、介護職員等の確保を図るため、他の要配慮者利用施設やボランティア等へ協力を要請する。

⑤巡回相談の実施

市は、被災した施設入所者や他の施設等に避難した入所者等に対して、近隣住民(自主防災組織)、ボランティア等の協力により巡回相談を行い、要配慮者の状況やニーズを把握するとともに、各種サービスを提供する。

⑥ライフライン優先復旧

電気、ガス、水道等の各ライフライン事業者は、要配慮者利用施設機能の早期回復を図るため、優先復旧に努める。

(4)在宅要配慮者に対する安全確保対策

①安否確認、救助活動

市は、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、民生委員・児童委員、消防団、近隣住民(自主防災組織)、福祉団体(社協、高齢者クラブ等)、ボランティア組織等の協力を得て、居宅に取り残された要配慮者の安否確認、救助活動を実施する。特に、市は、あらかじめ定める避難の情報に関する伝達マニュアルや避難支援計画、各要支援者に関する個別計画に基づく適切な避難支援を実施する。

②搬送態勢の確保

市は、要配慮者の搬送手段として、消防団、近隣住民(自主防災組織)等の協力を得るとともに、救急自動車や社会福祉施設所有の自動車により行う。または、これらが確保できない場合、県等が確保した輸送車両により、要配慮者の搬送活動を行う。

### ③要援護者の状況調査及び情報の提供

市は、民生委員・児童委員、ホームヘルパー、点訳、朗読、手話、要約筆記の奉仕員等及びボランティア等の協力を得てチームを編成し、在宅や避難所等で生活する要配慮者に対するニーズ把握など、状況調査を実施するとともに、保健・福祉サービス等の情報を随時提供する。

### ④食糧、飲料水及び生活必需品等の確保並びに配付を行う際の要配慮者への配慮

市は、要配慮者に配慮した食糧、飲料水、生活必需品等を確保する。または、配付場所や配付時間を別に設けるなど要配慮者に配慮した配付を行う。

### ⑤保健・福祉巡回サービス

市は、医師、民生委員・児童委員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムの在宅ケアチーム員等によりチームを編成し、住宅、避難所等で生活する要配慮者に対し、巡回により介護サービス、メンタルケアなど各種保健・福祉サービスを実施する。

## (5)外国人に対する安全確保対策

### ①外国人の避難誘導

市は、語学ボランティアの協力を得て、広報車や防災無線などを活用して、外国語による広報を実施し、外国人の安全かつ速やかな避難誘導を行う。

### ②情報の提供

#### 1)避難所及び在宅の外国人への情報提供

市は、避難所や在宅の外国人の安全な生活を支援、確保するため、語学ボランティアの協力を得て外国人に配慮した継続的な生活情報の提供や、チラシ、情報紙などの発行、配布を行う。

#### 2)テレビ、ラジオ、インターネット通信等による情報の提供

市は、外国人に適正な情報を伝達するため、テレビ、ラジオ、インターネット通信等を活用して外国語による情報提供に努める。

## 15. 避難所運営に関する留意事項

### (1)要配慮者に配慮した避難所環境づくり

要配慮者については、多くの避難者がいる環境が心身的あるいは精神的負担になる場合もあることから、一般避難者と区分した避難場所の確保についても配慮する。

### (2)集団生活に配慮した避難所環境づくり

避難所では、限られた空間で多くの人が集団生活をする事となるため、被災者同士のプライバシーや、特に女性の安全・安心が守られるよう配慮を行うとともに、避難所内外での作業や家事等の負担が女性へ集中することがないように適正な分担を行う等、被災者が公平に作業を行える環境づくりに努める。

表－女性に対する配慮の例

○間仕切り(一人暮らしの女性, 高齢者・障害者, 乳幼児のいる家族等)の設置
○男女別の更衣(または化粧)スペースの設置
○女性用洗濯物の干し場の確保
○授乳スペース・育児スペースの確保
○女性や子供のための相談窓口の設置
○その他必要な事項

表－避難所における役割分担作業の例

○食事の準備や片づけ	○物資の配布等
○共有スペースやトイレの掃除	○ゴミの処理
○行政との連絡	○防犯(見回り)
○イベントの企画及び開催	○家の後片づけ等の復旧作業
○その他必要な作業	

### (3)愛玩動物(ペット)対策

#### ①愛玩動物(ペット)の取扱い(原則)

災害発生時における愛玩動物(以下,「ペット」という)の取扱いは「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき,飼養者による管理を原則とする。

#### ②飼養者の責務

飼養者は災害に備え,ペットとの同行避難や飼養について準備しておくものとする。日ごろからゲージに慣れさせるなどの訓練を行っておくとともに,使用者の連絡先を記載した名札等の装着,ワクチンの接種及び飼養のための備蓄品の確保に努める。

#### ③避難所における人の収容スペースへのペットの同伴禁止(原則)

避難所における人の収容スペースへのペットの同伴は,様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことを鑑み,他の避難者への影響や衛生管理等を考慮し,居室への持ち込みは原則禁止とする。ただし,身体障害者補助犬法(平成14年5月29日法律第49号)第2条に規定する「身体障害者補助犬」は,同法第7条の規定に基づき対応する。

#### ④災害発生規模によるペット飼い主への対応

災害の規模により,ペット飼い主への対応を,衛生状況,被災状況等を考慮しながら,次のように実施する。

表－ペットに対する対応策

大規模災害発生時	避難者の収容完了後,避難所の施設能力や避難者の状況を踏まえ,災害対策本部は屋外等にペットのためのスペースの確保に努める。ペットへの給餌や排泄物の清掃などの飼育・飼養は,飼養者が管理し責任を負うものとする。
中小規模災害発生時	ペットの管理は,飼養者による管理を原則とするが,支援情報については提供を行う。

#### (4)福祉避難所の確保

要配慮者の避難生活環境の確保を図るため福祉避難所を確保する。本市では、かすみ保健福祉センターを福祉避難所とするが、必要に応じて、社会福祉施設や宿泊施設等を福祉避難所として確保することを検討し、事前に福祉避難所を指定し広報するとともに、避難した要配慮者の支援に当たる人材の確保に努める。

### 16. 罹災証明書の発行

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。

なお、市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう被災市町村間の調整を図るものとする。

### 17. その他

#### (1)避難所及び周辺の警備

避難所開設後は、避難所及び周辺地区の治安維持を図るため、警察署、避難所運営組織と連携してパトロールを行う。

#### (2)在宅等被災者に対する配慮

指定された避難所以外で避難生活を送る在宅等被災者に対し、避難所における必要な物資の供給について検討する。また、車上避難者や高齢者については、その把握を行い、エコノミークラス症候群、生活不活発病に留意する。

<b>第3節 応急医療</b>						
	震災	風水害	航空	鉄道	道路	林野

## 1. 応急医療体制の確保

### (1) 初動体制の確保

災害時に迅速かつ的確に救援・救助を行うためには、県及び市の災害対策本部設置に併せ、各医療機関、医療関係団体においても災害対策部門を設置し、初動体制を整える。また、全ての医療関係者は、可能な手段を用いて迅速かつ正確な情報の把握に努め、被災により医療機能の一部を失った場合においても可能な限り医療の継続を図るとともに、自らの施設において医療の継続が困難と認めた場合には、自発的に医療救護所等の医療提供施設に参集するなど応急医療の確保に協力するよう努めるものとする。

### (2) 医療救護チーム・DMAT等の編成、派遣

県は、市町村から医療救護に関する協力要請があったとき、または医療救護を必要と認めたときは、県立病院をはじめ国立病院機構病院、日赤茨城県支部、県医師会、県歯科医師会等関係団体、災害拠点病院、DMAT指定医療機関及びDPAT登録機関に対し協力を要請する。また、必要に応じ、国及び県医師会を通じ日本医師会の災害医療チーム（以下「JMAT」という。）の派遣を要請する。

市長は、必要に応じて医療救護班を編成し出動するとともに、災害の種類及び程度により地区医師会に出動を要請し、災害の程度に即応した医療救護活動を行う。また、災害の程度により市町村の能力をもってしては十分でないと思われるときは、県及びその他関係機関に協力を要請する。

### (3) 医療救護所の設置

市は、学校、集会所等の避難所、病院、市町村保健センター等に医療救護所を設置する。県は、市町村災害対策本部の要請により、協議して、保健所または県の施設内に医療救護所を設置する。ただし、被害が甚大であると認めた場合や市町村との通信が途絶した場合には、市町村の要請を待たず、医療救護所を設置するものとする。

## 2. 応急医療活動

### (1) 医療施設による医療活動

被災地域内の国立病院機構病院、国立大学法人病院、公立病院、日赤病院及び災害拠点病院等は、設備・人員等において患者の急増に即応できる体制を確保するとともに、トリアージを効果的に実施する。

### (2) 医療救護チーム・DMAT等による医療活動

#### ① 医療救護チーム・DMAT等の輸送

医療救護チーム・DMAT等は、自らの移動手段の確保等に努めるものとする。国、県及び市は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護チーム・DMAT等への災害時緊急給油票の発行など特段の配慮を行う。

## ②医療救護チーム・DMAT等の配置

県DMAT調整本部及び県DPAT調整本部は、県及び市町村の災害対策本部等と調整の上、DMAT等を被災地等に派遣・配置する。

## ③医療救護チームの業務

医療救護チームの業務は以下に示すとおりである。

- ア. 被災者のスクリーニング（症状判別）
- イ. 傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供
- ウ. 医療機関への転送の要否の判断及びその順位の決定
- エ. 死亡の確認
- オ. 死体の検案
- カ. その他状況に応じた処置

## ④DMAT等の業務

DMAT等は、被災地における活動（域内搬送病院内支援、現場活動を含む）及び広域医療搬送を行う。

## ⑤巡回相談チーム・ボランティアとの連携

医療救護チームは、被災者の健康相談を行うために医師及び保健師等で構成された巡回相談チームやボランティアとの連携を図り、医療を必要とする被災者の情報収集に努め、医療活動を行う。

## 3. 後方支援活動

### (1)患者受入れ先病院の確保

#### ①後方医療施設の確保

医療救護所では対応できない重傷者については、後方医療施設（被災をまぬがれた全医療施設）に搬送し、入院・治療等の医療救護を行う。

#### ②被災病院等の入院患者の受入れ

病院等は、被災により当該施設の入院患者に継続して医療を提供できない場合、あるいは治療困難等により被災地域外の後方医療施設へ重傷者を転院搬送する必要性が生じた場合は、病院等間で転院調整を図るよう努め、調整が困難なときは、県に調整を要請する。

### (2)搬送体制の確保

消防機関は、後方医療施設への搬送にあたり、病院からの転院搬送、ヘリコプターによる搬送等に協力する。

### (3)人工透析の供給等

#### ①人工透析の供給

県及び市町村は、茨城透析医災害対策連絡協議会と連携し、被災地域内における人工透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼働状況等の情報を収集し、透析患者、患者団体及び病院等へ提供するなど受療の確保に努める。

#### ②人工呼吸療法，酸素療法，経静脈栄養療法，経管栄養療法等

市は、県、医療機関、訪問看護ステーション等と協力して被災地内の在宅患者等の被災状況を確認するとともに、必要に応じ在宅患者のために医療提供を行う。さらに、経静脈栄養剤、経管栄養剤、人工呼吸用酸素等の医療品に不足があった場合は、関係団体（県薬剤師会、日本産業・医療ガス協会等）に供給を依頼する。

#### ③周産期医療

市の保健師は、被災地の小児慢性疾患児及び妊婦の巡回相談や訪問指導を実施する。併せて、消防機関への依頼等により適切な患者の搬送を実施する。

患者搬送のコーディネート等については、災害時小児周産期リエゾンを活用する。

### 4. 医療救護のための医療品等の調達

医療救護のための医療品等の調達は、市内の医療品小売業者から市長が一括購入する。ただし、被害の状況により、医療品小売業者から購入することが不可能または購入量が不足する場合には、県に対して医療品等の調達を依頼する。

〔資料「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表」参照〕

## 第6章 水防計画

目的	本市における洪水による水害を警戒し、かつ、防御して、これによる被害を軽減し、住民その他公共諸施設の安全を確保するため、水防に関する組織の確立と水害への対応力の充実を図る。
担当部署	総務課

### 第1節 水防組織

震災	風水害	航空	鉄道	道路	林野
----	-----	----	----	----	----

本市における水防活動は、消防組織を中心とし、各関係機関と密接な連携と協力のもとに推進する。

### 第2節 水防非常配備体制の基準

震災	風水害	航空	鉄道	道路	林野
----	-----	----	----	----	----

水防警報等が発せられた場合における出動準備及び出動の基準は、国土交通省霞ヶ浦河川事務所洪水対策計画書による、水防警報の種類・内容発表基準の待機、準備、出動、指示、情報、解除に準じる。

### 第3節 警報の伝達

震災	風水害	航空	鉄道	道路	林野
----	-----	----	----	----	----

水防法に基づく予報または警報の伝達を受けた場合、水防管理者である市長が必要と認めるときは、水防関係機関等にこれを伝達するとともに、次の方法により一般住民に周知するものとする。

#### 1. 消防署

サイレンの吹鳴、広報車等による市内巡回伝達等、周知の徹底と消防団に対する連絡の徹底。

#### 2. 消防団

サイレンの吹鳴、巡回広報等による周知の徹底。

#### 3. 市

市防災行政無線の利用、広報車等による市内巡回伝達を実施し、住民への周知徹底。

<b>第4節 応援</b>						
	震災	風水害	航空	鉄道	道路	林野

水防法第 16 条の規定に基づき水防管理者は緊急の必要のあるときは、他の水防管理者、消防団長に対し応援を求めることができる。

<b>第5節 避難のための立ち退き</b>						
	震災	風水害	航空	鉄道	道路	林野

洪水等により著しい危険が切迫していると認められているとき、水防管理者は水防法第 22 条の規定により必要と認められる区域の居住者に対し、消防車、広報車等により立ち退きまたはその準備を指示するとともに警察署長に通知する。

これらを実施するため水防管理者は、警察署長、その他関係機関と協議のうえ事前に避難計画を作成して周知しておくものとする。

避難指示、高齢者等避難開始を発令したときには、災害対策基本法に基づき県に報告するとともに、申し合わせによりテレビ、ラジオの放送事業者に対しても、「災害時における放送要請に関する協定(NHK・茨城放送)」に基づき「放送要請の手続き」の様式（参照：県地域防災計画資料編 2 協定及び広域応援）により発令について連絡する。

<b>第6節 水防報告と水防記録</b>						
	震災	風水害	航空	鉄道	道路	林野

災害対策本部長に報告する事項は次のとおりとし、作成した記録は、これを保管しなければならない。

- ア. 天候状況並びに警戒中の水位観測表。
- イ. 警戒出動及び解散命令の時刻。
- ウ. 消防団員(水防員)または消防機関に属する者の出動の時刻及び人員。
- エ. 水防作業の状況。
- オ. 堤防、その他施設等の異常の有無及びこれに対する処置とその効果。
- カ. 使用資材の種類及び員数とその消耗分及び回収分。
- キ. 水防法第 21 条による取用または使用の器具、資材の種類、員数及び使用場所。
- ク. 障害物を処分した数量及びその理由並びに除去の場所。
- ケ. 土地を一時使用したときは、その箇所及び所有者氏名とその理由。
- コ. 応援の状況。
- サ. 警察の援助状況。
- シ. 立ち退きの状況及びそれを指示した理由。
- ス. 現場指揮者名。
- セ. 水防関係者の死傷の有無。

- ソ. 殊勲者及びその功績。
- タ. 雨後の水防につき考慮を要する点, その他水防管理者の所見。
- チ. 堤防, その他の施設について緊急工事を要するものが生じたときはその場所及び損傷状況。
- ツ. その他必要な事項。

**第7節 大規模洪水時における広域避難場所**

平成 29 年 2 月 7 日に茨城県潮来市, 茨城県稲敷市, 茨城県神栖市及び千葉県香取市の 4 市の間で締結した「大規模水害時における広域避難の連携に関する協定」に基づき, 利根川, 霞ヶ浦及び常陸利根川沿川区域において, 大規模な水害が発生した場合または発生する恐れがある場合を対象に「指定緊急避難場所」を指定し, 市の境を超えた避難を可能とした。

	緊急避難場所・避難所	所在地
潮来市	牛堀中学校 潮来第二中学校	潮来市堀之内 1 0 0 9 潮来市新宮 1 8 6 8 - 1
稲敷市	桜川中学校	稲敷市下馬渡 7 7 0
神栖市	神栖第四中学校 平泉コミュニティセンター	神栖市大野原中央二丁目 8 番 4 6 号 神栖市平泉 2 7 5 1 - 2
香取市	竟成小学校 小見川中学校	香取市観音 4 8 1 香取市小見川 4 6 8 5

図一 広域避難における緊急避難場所・避難所位置図



## 第8節 水防活動に従事する者の安全配慮

洪水または内水においても、水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

例) 水防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項の作成例

- ・水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- ・水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- ・水防活動は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ・指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- ・水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- ・指揮者または監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- ・指揮者は水防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。
- ・指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- ・出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を水防団員全員に配付し、安全確保のための研修を実施する。

## 第7章 農業の応急対策

目的	浸水や湛水等による農産物の被害を抑制するため、農地について、必要な応急対策を実施する。
担当部署	農政課 農業委員会

第1節 農地の応急対策						
	震災	風水害	航空	鉄道	道路	林野

### 1. 計画方針

土地改良区等は、農地が湛水し農作物の生産に重大なる支障を生ずる恐れがある場合は、応急ポンプ排水等の応急仮設工事を行う。

### 2. 農業用施設

#### (1)堤防

土地改良区等は、ため池等の堤防のり崩れの場合における腹付工、及び土止杭柵工事を行う。また、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、ハザードマップの作成・周知等により適切な情報提供を図るものとする。

#### (2)水路

土地改良区等は、素堀仮水路の設置、及び必要に応じ管敷設工事等を行う。

### 3. 頭首工

土地改良区等は、一部被害の場合は土俵積等、全体被災の場合は石積工、杭柵工等を行う。

### 4. 農道

市は、特に重要な農道については必要最小限度の仮設道の建設を行う。

第2節 農業の応急対策						
	震災	風水害	航空	鉄道	道路	林野

1. 農作物の応急措置

災害時においては、所要の応急措置を行い、被害の発生または拡大の防止を図る。

2. 家畜の応急措置

(1)風害

- ア. 被害畜舎の早期修理，復旧に努めること
- イ. 外傷家畜の治療と看護に努めること
- ウ. 事故畜等の早期処理に努めること

(2)水害

- ア. 畜舎内浸水汚物の排除清掃を図ること
- イ. 清掃後畜舎内外の消毒を励行すること
- ウ. 家畜防疫員による災害地域家畜の一斉健康診断を実施し，併せて病傷家畜に対する応急手当を行うこと
- エ. 栄養回復のための飼料調達並びに給与に努めること
- オ. 必要に応じ発病が予想される家畜感染症の緊急予防注射を実施すること

## 第8章 被災者生活支援

目的	被災時における市民の基本的な生活を確保するため、被災者生活を支援するための人員の確保を図るとともに、食糧、生活必需品、飲料水等の生活救援物資について迅速な供給活動を行う。
担当部署	全ての課

### 第1節 ボランティア協力計画

震災	風水害	航空	鉄道	道路	林野
----	-----	----	----	----	----

大規模災害時において、災害応急対策の実施には多くの人員を必要とするため、ボランティア団体や個人の協力に対する受入れ・調整体制を整備するとともに、活動のなかで指導的な役割を果たすボランティアリーダー等の養成に努める。

#### 1. ボランティアの活動分野

避難所の運営や炊き出し、食糧等の配付など一般分野での活動(一般ボランティア)をはじめ、医療や看護、通訳、アマチュア無線など専門分野での活動(専門ボランティア)についても、個人の能力に応じて積極的に協力を受入れることとする。なお、ボランティアについては、活動できる人員や分野が不安定になることも想定されるため、受入時の確認と分野の把握を行う。

#### 2. ボランティアの対象

ボランティアとして協力を求める個人、団体で積極的に協力を求める対象はおおむね次のとおりとする。

##### (1)個人

- ア. 応急危険度判定士
- イ. その他無線愛好家等

##### (2)団体

- ア. 日本赤十字社茨城県支部奉仕団
- イ. 本市社会福祉協議会
- ウ. 財団法人茨城県国際交流協会
- エ. 日本アマチュア無線連盟茨城県支部
- オ. その他ボランティア活動団体等

#### 3. ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ

災害時におけるボランティア活動の重要性について、平常時から広報紙やパンフレット等による周知を行い、発災時には積極的に参加を呼びかけることに努める。

#### 4. 災害時におけるボランティアの登録、派遣

専門分野ボランティアの受付及び登録は、原則として発災後に県が窓口となり実施することとなっているが、県及び関係機関と十分な連携を図りながら状況に応じて窓口を市内に設置し、一

般分野ボランティアの受付と併せ、迅速な対応に徹することとする。または、被災現地における体制を整備し、ボランティアの需要状況の把握を行い、県のボランティア受入窓口である県社会福祉協議会及び市社会福祉協議会との連絡を密にし、必要に応じて派遣の要請を行う。

## 5. ボランティア「受入窓口」の設置・運営

### (1) 受入体制の確保

災害発生後直ちに、被災市社会福祉協議会にボランティア現地本部を設置するとともに、県社会福祉協議会にボランティア支援本部を設置して、ボランティアの受入体制を確保する。

### (2) 「受入窓口」の運営

#### 1) ボランティア現地本部における活動内容

被災市社会福祉協議会が運営するボランティア現地本部における主な活動内容は、次に示すとおりである。

- ① 市及び関係機関からの情報収集
- ② 被災者からのボランティアニーズの把握
- ③ ボランティア活動用資機材、物資等の確保
- ④ ボランティアの受付
- ⑤ ボランティアの調整及び割り振り
- ⑥ 関係機関へのボランティア活動の情報提供
- ⑦ 必要に応じて、ボランティアコーディネーターの応援要請
- ⑧ ボランティア保険加入事務
- ⑨ 関係機関とのボランティア連絡会議の開催
- ⑩ その他被災者の生活支援に必要な活動

## 6. ボランティア「受入窓口」との連携・協力

### (1) ボランティア現地本部及びボランティア支援本部との連携

市は、災害発生後、ボランティア「担当窓口」の開設時に、コーディネートを担当する職員を配置し市とボランティア現地本部との連絡調整、情報収集・提供活動等を行う。

### (2) ボランティアに協力依頼する活動内容

ボランティアに協力依頼する活動内容は、主として次のとおりとする。

- 1) 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- 2) 避難生活者の支援（水くみ、炊き出し、救援物資の仕分け・配布、高齢者等の介助等）
- 3) 在宅者の支援（高齢者等の安否確認・介助、食事・飲料水の提供等）
- 4) 配送拠点での活動（物資の搬出入、仕分け、配布、配達等）
- 5) その他被災者の生活支援に必要な活動

### (3) 活動拠点の提供

市及び県は、ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、その支援に努める。

## 7. ボランティア受入体制

ボランティアに対する食事・宿泊場所の確保は、原則としてボランティア自身によるものとするが、市は可能な限り情報提供を行うものとする。

<b>第2節 食糧供給計画</b>						
	震災	風水害	航空	鉄道	道路	林野

### 1. 計画方針

災害時に住家の被害等により自宅で炊飯ができず、または食品の販売機構が停止し、食品の購入が困難な被災者に対し応急的に炊き出しを行い、または住家に被害を受け一時縁故先等へ避難する者に対し必要な食料品を支給し、一時的に被災者の食生活を保護する。

### 2. 実施機関

#### (1)実施者

食糧の供給は、市長が実施する。ただし、災害救助法適用時に知事が自ら行うことを妨げない。

#### (2)応援の要請

本市のみで供給が困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の「災害時の相互応援に関する協定」に基づき、応援を得て実施する。

### 3. 食糧の調達

市は、被害の状況等から判断して必要と認めたときは、市が備蓄している食糧を放出することはもとより、さらに不足が生じたときは、あらかじめ協力を依頼している食品製造業及び小売業等関係業界から食糧を調達し供給を行う。

#### (1)公的備蓄

市は、次の手順により、食糧及び飲料水を迅速に供給する。

- ①市は、被害の状況等から判断して必要と認めた場合は、市の備蓄物資の放出を決定する。同時に、輸送業者等へ緊急物資輸送の協力要請をする。
- ②輸送業者等は、市の備蓄場所から本市が指定した引渡し場所までの物資の輸送及び引渡を行う。

#### (2)流通在庫備蓄

市は、次の手順により食糧を迅速に調達し供給する。

##### ①協定締結等をしている事業者等が輸送する場合

- ア. 市は、被害の状況等から判断して必要と認めた場合は、協定締結等をしている事業者等に対する物資の調達要請を決定する。
- イ. 市は、協定締結等をしている事業者等へ文書または口頭により物資の調達要請をする。同時に、市が指定した物資の引渡し場所へ職員を派遣する。
- ウ. 当該事業者は、市が指定した引渡し場所までの物資の輸送及び引渡しを行う。
- エ. 派遣の指示を受けた職員は、引渡し場所において物資を確認のうえ引取る。

##### ②前記①による輸送が困難な場合

###### 1)自衛隊への輸送要請

市は、被災状況により前記①による輸送が困難な場合は、自衛隊に航空機等による輸送

を要請するものとする。

## 2)トラック協会等への輸送要請

市は、被災状況により前記①による輸送が困難な場合は、あらかじめ協定を締結しているトラック協会等に輸送を要請する。

## ③調達先等

災害救助に必要な物資の調達に関する協定に基づく。

## (3)政府所有の米穀・乾パンの調達

救助法が適用され応急食糧が必要と認める場合、市長は、あらかじめ知事から指示されている範囲で、知事を通じ関東農政局茨城農政事務所長または政府食糧を保管する倉庫の責任者に対し、「災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡要領(昭和61年2月10日付食糧庁長官通達)」に基づき応急用米穀の緊急引渡しを要請し、供給する。

〔資料「令和6年3月改定 地域防災計画 風水害災害対策編 第2章災害応急対策 第12節 食糧供給」参照〕

## 4. 食糧の給与

### (1)炊き出しの実施及び食品の配分

市は、被災者等に対する食糧の調達、供給を行う。なお、炊き出しについては、災害対策本部が指定する避難所への必要器具の確保を図るとともに、避難所での炊き出しを基本とする。

### (2)県、近隣市町村への協力要請

市は、本市が多大な被害を受けたことにより、市のみにおいて炊き出し等による食糧の給与の実施が困難と認めたときは、県及び近隣市町村に炊き出し等について協力を要請する。

県は、市から要請を受けたときは、次により措置を講ずるものとする。

ア. 日赤奉仕団、自衛隊等への応援要請

イ. 集団給食施設への炊飯委託

ウ. 調理不要なパン、おかゆ等の供給

### (3)品目

米穀(米飯を含む)、パン及びおかゆ等の主食のほか、必要に応じて漬物及び野菜等の副食、味噌、醤油及び食塩等の調味料についても給与するよう配慮する。なお、乳児に対する給与は、原則として粉ミルクとする。

〔資料「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表」参照〕

## 5. 輸送拠点の開設等

### (1)食糧集積地の指定、輸送拠点の開設

県は、災害が発生した場合において、あらかじめ指定した備蓄倉庫及び広域防災活動拠点等を活用して速やかに広域物資輸送拠点を開設し、避難所までの輸送体制を確保して、調達した物資の集積及び配分を行うものとする。

市は、あらかじめ定めた食糧の集積地を活用して速やかに地域内輸送拠点を開設し、避難所

までの輸送体制を確保して、調達した物資の集配を行う。

(2)集積地の管理

市は、食品の集積を行う場合は、集積地ごとに管理責任者及び警備員等を配置し、食品管理の万全を期するものとする。

<b>第3節 衣料, 生活必需品等物資供給計画</b>						
	震災	風水害	航空	鉄道	道路	林野

1. 計画方針

災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を喪失または毀損し日常生活を営むことが困難な者に対し、急場をしのぐ程度の被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を給与または貸与する。

2. 実施機関

- ア. 被服、寝具その他の生活必需品の給与または貸与は、本市が実施する。ただし、災害救助法適用時に知事が自ら行うことを妨げない。
- イ. 本市限りで困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他の関係機関の応援を得て実施するものとする。

3. 生活必需品の調達

県は、本市からの支援の要請を受けたとき、または被害の状況等から判断して必要と認めるときは、県が備蓄している毛布等備蓄物資を放出することはもとより、さらに、不足が生じたときは、あらかじめ協力を依頼している小売業等関係業界から生活必需品を調達し供給を行う。

(1)公的備蓄

県は、次の手順により、生活必需品を迅速に供給する。

- ①県は、本市から支援要請があった場合、または被害の状況等から判断して県が必要と認めた場合は県の備蓄物資の放出を決定する。同時に輸送業者等へ緊急物資輸送の協力要請をする。
- ②輸送業者等は、県の備蓄場所から本市が指定した引渡し場所までの物資の輸送及び引渡しを行う。

(2)流通在庫備蓄

県は、次の手順により生活必需品を迅速に調達し供給する。

- ①協定締結等をしている事業者等が輸送する場合
  - ア. 県は、市から支援要請があった場合、または被害の状況等から判断して県が必要と認めた場合は、協定締結等をしている事業者等に対する物資の調達要請を決定する。
  - イ. 県は、協定締結等をしている事業者等へ文書または口頭により物資の調達要請をする。同時に、県が指定した物資の引渡し場所へ職員を派遣する。
  - ウ. 当該事業者は、県が指定した引渡し場所までの物資の輸送及び引渡しを行う。

エ. 派遣の指示を受けた職員は、引渡し場所において物資を確認のうえ引取る。

②前記①による輸送が困難な場合

1)自衛隊への輸送要請

県は、被災状況により前記①による輸送が困難な場合は、自衛隊に航空機等による輸送を要請するものとする。

2)トラック協会等への輸送要請

県は、被災状況により前記①による輸送が困難な場合は、あらかじめ協定を締結しているトラック協会等に輸送を要請する。

③調達先

災害救助に必要な物資の調達に関する協定、茨城県地域防災計画(資料編)令和5年3月「資料13-2 災害救助に必要な物資の調達に関する協定(流通在庫備蓄)」に基づく。

4. 生活必需品の受入・管理

災害時においては、上記のような生活必需品の他、各方面からの生活物資の供給が行われることが想定されることから、不足物資の把握、受入基準の明確化について検討する。

5. 生活必需品の給(貸)与

(1)給(貸)与の実施

市は、被災者に対する生活必需品の調達、供給を行う。

(2)県、近隣市町村への協力要請

市が、多大な被害を受けたことにより、市において生活必需品の給(貸)与の実施が困難と認めたときは、県及び近隣市町村に対して協力を要請する。

県は、市からの要請を受けたときは、近隣市町村等の連携を図りながら生活必需品の給(貸)与を行う。

(3)品目

給(貸)与する生活必需品は以下の通りである。

表-生活必需品の給(貸)与

区 分	主な品目
寝 具	毛布等
日用品雑貨	石鹸, タオル, 歯ブラシ, 歯磨き粉, トイレットペーパー, ゴミ袋, 軍手, バケツ, 洗剤, 洗濯ロープ, 洗濯バサミ, 蚊取り線香, 携帯ラジオ, 老眼鏡, 雨具, ポリタンク, 生理用品, ティッシュペーパー, ウェットティッシュ, 紙おむつ等
衣 料 品	作業着, 下着(上下), 靴下, 運動靴等
炊事用具	鍋, 釜, やかん, 包丁, 缶切等
食 器	箸, スプーン, 皿, 茶碗, 紙コップ, ほ乳ビン等
光熱材料	ローソク, マッチ, 懐中電灯, 乾電池, LP ガス容器一式, コンロ等付属器具, 卓上ガスコンロ等
その他	ビニールシート等

<b>第4節 給水計画</b>	震災	風水害	航空	鉄道	道路	林野
-----------------	----	-----	----	----	----	----

### 1. 応急給水の実施

市及び県は、給水状況や住民の被害状況など必要な情報を把握し、次に示す応急給水の行動指針に基づき応急給水を実施する。

- ・被災者が求める給水量は、経時的に増加するので、それに応じた供給目標水量を設定すること
- ・保管上の注意事項の広報等、応急給水された水の衛生の確保の方策を盛り込むこと
- ・水道事業者等が果たす役割、他の公共機関が果たす役割、自治会等による住民相互の協力やボランティア活動に期待する役割を定めること
- ・高齢者等の要配慮者や中高層住宅の住人等が行う水の運搬への支援方策を盛り込むこと
- ・継続して多量の給水を必要とする救急病院等の施設を明らかにすること
- ・応急給水実施時に行うべき広報について、給水の場所や時間等の内容及び文字情報等の迅速かつ確実に伝達できる方法を明らかにすること

#### (1) 応急給水資機材の調達

水道事業者等は、あらかじめ定めた給水計画に基づき、必要となる応急給水資機材等の調達を実施する。被害状況により必要と認められる場合は、県に調達を要請する。

県は、市から要請があった場合は、災害時における応急給水資機材（給水タンク、ポリ容器、浄水器等をいう。以下同じ。）、給水車の調達を他の関係機関に要請する。

#### (2) 応急給水活動の実施

##### 1) 活動内容

用水供給事業者は、給水拠点において応急給水を実施する。給水拠点からの輸送は、水道事業者の保有車及び調達車両等によって行うものとする。

また、水道事業者は、配水池や飲料水兼用耐震性貯水槽の水を有効利用し、給水車等により応急給水を実施する。なお、市における給水拠点及び給水量は下の表に示す「市町村における給水拠点及び給水能力」のとおりである。

県は、市町村から要請があった場合または県が必要と認める場合は、関係機関に支援を要請する。

2) 応急給水量等

1日1人3リットル

応急給水量等の目標設定例を下記に示す。

〔応急給水量等の目標設定例〕

地震発生からの日数	目標水量	市民の水の運搬距離	主な給水方法	備考（水用途）
地震発生～3日まで	3ℓ /人・日	おおむね 1km以内 ※1	拠点給水（耐震性貯水槽等） 運搬給水を行う。	飲料等
7日※2	20～30ℓ /人・日 ※3	おおむね 250m以内	配水本管付近の消火栓等に仮設給水栓を設置して仮設給水を行う。	飲料，水洗トイレ，洗面等
14日	被災前給水量 (約250/人・日)	おおむね 10m以内	宅内給水装置の破損により断水している家屋等において仮設給水栓および共用栓等を設置して仮設給水を行う。	

（注1） 医療施設，避難所，災害対策本部拠点等の重要施設への給水は，地震発生直後から確保する。

（注2） 目標水量，水運搬距離は，当該地区での井戸水使用等の水確保手段，地形などの条件にできるだけ配慮する。

※1 本例では概ね1km以内としているが，住民の水運搬労力の軽減を考慮してできる限り短縮することが望ましい。また，住民等に対して日常から水の備蓄等呼びかけ，応急給水を確保する必要がある。

※2 7日目以降は必要に応じてさらに仮設給水栓を設置し，市民の水運搬距離を短縮し応急給水を充実する。

※3 目標水量は，飲料，洗面等の使用水量として20ℓ /人・日とし，これに水洗トイレ(1～2回/人・日程度)の使用水量を見込む場合は30ℓ /人・日とした。20ℓ /人・日とする場合，水洗トイレの水量は，風呂の貯めおき水や河川水等水道以外で確保する。

## 3) 給水拠点及び給水能力

区分	所在地	電話	給水能力
県南水道事務所	〒300-0835 土浦市大岩田2972	029(821)3945	155,675m <sup>3</sup> /日
鹿行水道事務所	〒314-0031 鹿嶋市宮中3761-1	0299(82)1121	78,000m <sup>3</sup> /日
県中央水道事務所	〒311-0117 那珂市豊喰685	029(295)1545	54,000m <sup>3</sup> /日
県西水道事務所	〒308-0103 筑西市辻2382	0296(37)7402	37,400m <sup>3</sup> /日
利根川浄水場	〒302-0001 取手市小文間80	0297(73)5651	100,000m <sup>3</sup> /日
新治浄水場	〒300-4102 土浦市本郷1839	029(862)4485	8,000m <sup>3</sup> /日
涸沼川浄水場	〒309-1722 笠間市平町1100	0296(78)1001	24,000m <sup>3</sup> /日
水海道浄水場	〒303-0045 常総市大塚戸町1956	0297(27)1410	34,600m <sup>3</sup> /日
鰯川浄水場	〒314-0024 鹿嶋市鰯川234	0299(83)2551	30,000m <sup>3</sup> /日
阿見浄水場	〒300-0314 稲敷郡阿見町追原2586	029(889)2330	50,400m <sup>3</sup> /日

## (3) 検査の実施

市は、車両輸送が困難な場合や配水管の破損等による一時的な断水が生じた場合など、井戸水等を飲用しなければならない場合は、飲用の適否を調べるための検査を行う。検査を行うことができない場合は、県に検査の実施を要請することができる。

県は、市から要請があった場合または県が必要と認める場合は、検査機関に検査を依頼する。

## 2. 給水場所の周知

災害時における給水場所については、予め市長が指定し市民への周知を図る。

## 3. 給水施設の応急復旧

災害時においては、供給区域外に飲料水を供給すべき事態が発生すると同時に、その供給源である水道等の施設も被害を受けることが予想されるので、次により応急復旧を行い供給の確保を図るとともに供給区域外に対する供給源の目的を達するものとする。

## (1) 一次災害による場合

地震により配水管等が破損した場合には、応急的に至近距離にある制水弁を閉鎖して断水区域を最小限度に止め、要員を非常招集して復旧する。

## (2) 二次災害による場合

## ① 火災による場合

水道施設の大部分は地下に埋設されており、直接被害を受けるのは各家庭の給水立ち上がり等であるので、作業員の出勤を求め極力漏水を止めるとともに臨時給水栓を設置する。

## ② その他による場合

トラック等路面交通により配水管が切断された場合は至近の制水弁を閉鎖して断水区域を極力小範囲に止め応急復旧を行う。これに要する各種水道資材は常に準備しておく。

表－配水場一覧

名称	所在地	電話番号	給水能力
田の森配水場	潮来市水原 1986-1	67-5743	6, 260 m <sup>3</sup>

## 第5節 応急教育

震災	風水害	航空	鉄道	道路	林野
----	-----	----	----	----	----

### 1. 計画方針

学校の施設が罹災したとき、あるいは地域の避難施設となった場合等により、通常の教育ができなくなった場合の応急教育を実施するための計画とする。

### 2. 文教施設の応急復旧対策

- (1)被災状況を速やかに調査し、関係官公署との連絡を密にする。
- (2)被災学校の授業開始のための応急施設整備計画を作成する。

### 3. 応急教育実施の留意点

- (1)被災の程度に応じ、おおむね次表のような方法により学校の授業が長期にわたり中断されることのないようにする。
- (2)応急教育実施の予定施設については事前に関係者と協議のうえ選定し、教職員、住民に対し周知徹底を図るものとする。

表－応急教育実施施設

災害の程度	応急教育実施の予定場所
学校の一部の校舎が災害を受けた程度の場合	(1)特別教室、屋内体育施設等を利用する (2)2部授業を実施する
学校の校舎が全部災害を受けた場合	(1)公民館等公共施設を利用する (2)隣接学校の校舎を利用する

### 4. 応急教育方法

学校の施設が罹災したとき、あるいは地域の避難施設となった場合、次の点に留意して応急教育を実施する。

- (1)学校の施設が罹災した場合は、まず応急復旧を速やかに行い、教育ができるよう措置する。
- (2)応急復旧不可能な場合は、被害僅少地域の学校施設、公民館、その他民有施設等を借上げて実施する。
- (3)一斉授業が不可能な事態が予想される場合は、勉学の方法や内容等をあらかじめ周知させる。
- (4)長期にわたり授業不能な場合は、学校と児童、生徒との連絡方法や勉学上の組織(地域組織など)の整備と活用を十分にする。
- (5)市教育委員会の教職員の動員体制を整え管内各学校が有機的連携のもとで対処できるようにする。

## 5. 教材，学用品の調達及び配給方法

災害救助法関係及びその基準外の教材，学用品の調達及び配給方法については，本市教育委員会並びに学校においてあらかじめ計画を樹立しておくものとし，災害救助法の定めるところの概要は次のとおりであるが，計画においてもこれらに準ずるものとする。

### (1)学用品の給与

学用品の給与は，住家の全焼，全壊，流失，半焼，半壊または床上浸水等により学用品を喪失または，き損し，就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒に対して行うものとする。

### (2)学用品の品目

学用品の給与は，被害の実情に応じ，次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

- ア. 教科書
- イ. 文房具
- ウ. 通学用品

### (3)学用品の給与のため支出できる費用

#### ①教科書代

教科書の発行に関する臨時措置法第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出またはその承認を受けて使用している教材を給与するための実費。

#### ②文房具及び通学用品

小学生及び中学生各1人につき災害救助法同施行令に基づく，内閣府告示（学用品の給与（内閣府告示第9条））の定める額以内とする。

### (4)学用品の給与を実施できる期間

災害発生の日から教科書については1月以内，その他の学用品については15日以内とする。

## 第6節 帰宅困難者対策

震災

風水害

航空

鉄道

道路

林野

### 1. 計画方針

地震発生直後においては，救助・救援活動，消火活動，緊急輸送道路の応急活動を迅速・円滑に行う必要があり，帰宅困難者等の発生による混乱等を防止するため，「むやみに移動を開始しない」という基本原則や安否確認手段について平常時から積極的に広報するとともに，企業等に対して，従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう，必要な備蓄等を促す必要がある。

### 2. 市の取組

#### (1)普及啓発

企業等における一斉帰宅抑制が実行性あるものとなるように安否確認方法等の周知や備蓄の

促進等必要な対策を実施するとともに、各企業等に一齐帰宅抑制に係る普及啓発を行う。

(2)備蓄の確保

市は、帰宅できず駅等に滞留する通勤者や観光客等帰宅困難者のために、日頃から飲料水、食料、毛布等の備蓄に努めるものとする。

(3)情報提供

市は、交通事業者との連携を図り、鉄道の復旧見込みや路線バス等の運行状況を把握し、関係者等への情報提供に努める。

(4)交通事業者との連携体制の整備

市は、帰宅困難者の発生が予想される公共交通機関等がある場合には、交通事業者と災害時の対応や備蓄等について、地域も含め、体制を構築しておく必要がある。市と交通事業者は、協議の上、滞在場所の確保等を推進するものとする。

また、滞在場所の確保に当たっては、男女の違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した滞在場所の運営に努めるものとする。

3. 各学校の取組

(1)鉄道事業者との連携

日頃から生徒の通学手段を把握し、鉄道を使用する生徒数等の情報を、災害時に速やかに鉄道事業者に提供できるよう努める。

(2)帰宅困難者への情報提供

あらゆる災害を想定しながら、情報を入手する体制の整備や、情報の提供方法の構築に努める。

(3)飲料水等の備蓄

校内における飲料水等の備蓄に努める。

第7節 義援物資対策						
	震災	風水害	航空	鉄道	道路	林野

1. 計画方針

大規模災害時には、全国から提供される多くの義援物資を受け入れ、迅速・的確に被災地へ配送しなければならない。このため、被災地が必要としているものを的確に把握し、効率的に配分することが必要となる。

2. 義援物資の供給

(1)情報の収集・発信

ア. 市は、各避難所等における必要な物資・数量を集約し、不足する場合には、県に対し、要請を行う。

イ. 市は、各避難所等のニーズ及び受入方針等を、市ホームページ等を通じて情報発信する。

(2)物資の受入れ

ア. 受入施設

県は、県庁福利厚生棟や防災活動拠点等指定した管理・配送拠点施設を活用し、被災地が必要としている物資を受け入れる。大規模災害時に保管スペースが不足する場合に備え、事前に候補施設を選定しておくよう努める。

また、民間倉庫等も活用できるよう倉庫業協会等との災害時応援協定の締結など体制の整備に努めるものとする。

イ. 県は、提供申出者による被災地への配送が困難な場合は、一時保管し、在庫管理を行う。

ウ. 義援物資の管理に当たっては、災害時応援協定に基づきトラック協会等物流事業者の資機材や人材、ノウハウ等を活用することで、的確に管理を行う。

### (3)物資の配送

物資の配送に当たっては、災害時応援協定に基づきトラック協会等に要請し実施する。

## 第9章 災害救助法の適用

<b>目的</b>	市の被害が一定基準以上であり、かつ応急的な救助を必要とする場合、被災者の保護と社会の秩序の保全を図るため、災害救助法の適用による救助を行う。災害救助法の適用の判断およびその手続きを行うにあたっては、被害の把握および認定の作業を迅速かつ的確に行う必要があることから、被害情報の収集および伝達体制を整備する。
<b>担当部署</b>	総務課 社会福祉課 税務課

### 1. 災害救助法の適用手続等

#### (1) 災害救助法の適用基準

救助法の適用にあたっては、市が災害救助法の適用基準に基づき被害状況の把握及び認定を行う。災害救助法の適用基準は災害救助法施行令第1条による。

##### ① 被害状況の把握及び認定

救助法の適用にあたっては、市が被害状況の把握及び認定を次の基準で行う。

表－災害状況の把握及び認定の算定基準

被災世帯の算定		○被災世帯の算定は、住家が全壊、全焼、流失等により滅失した世帯を1世帯とし、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯については1/2世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能となった世帯にあつては1/3世帯とみなして算定する。
住家の滅失等の算定	1) 住家の全壊、全焼、流失	○住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延床面積の70%以上に達した程度のも、または、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも。
	2) 住家の半壊、半焼	○住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延床面積の20%以上70%未満のも、または、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のも。
	3) 住家の床上浸水	○1)及び2)に該当しない場合であつて、浸水がその住家の床上に達した程度のも、または、土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

住家：現実に居住のために使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ1住家として取り扱う。

世帯：生計を一にしている実際の生活単位をいう。

##### ② 災害救助法の適用

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、災害による被害が次に掲げる基準に該当し、知事が救助を必要と認めたとき、市町村単位にその適用地域を指定し実施する。

表－災害救助法の適用基準

施行令	本市の適用基準
災害救助法施行令第1条第1項第1号	本市における全壊、全焼、流失等による住家の滅失した世帯数がそれぞれ50世帯以上に達したとき。
災害救助法施行令第1条第1項第2号	茨城県内の被害世帯数が2,000世帯以上であって、本市内の被害世帯数が25世帯以上に達したとき。
災害救助法施行令第1条第1項第3号	茨城県内の被害世帯数が9,000世帯以上であって、本市内の被害世帯数が多数あること。

※適用基準の世帯数の基準については、災害救助法施行令別表第1～4による。

※本表に記載した世帯数の根拠となる人口は平成25年3月1日現在

## (2)災害救助法の適用手続

### ①市の被害状況報告

市長は、自地域内の被災状況、救助の措置に関する情報を収集し、「被害状況報告表」を用いて、知事に対して報告する。

### ②国への報告

知事は、市長の報告により、救助法を適用する必要があると認めるときは、同法に基づく救助の実施について、本市及び県各部局に指示するとともに、厚生労働大臣に報告する。なお、救助法を適用したときは、速やかに公告するものとする。

## (3)救助業務の実施者

救助は、国の責任において行われるものであるが、その実施については、全面的に知事に委任されている。ただし、救助活動を迅速に実施するため、次に掲げる救助のうち必要な救助に関する職権は、市長に委任している。

なお、市長は、委任された救助を実施したときは、速やかにその内容を知事に報告しなければならない。

- ア. 収容施設(応急仮設住宅を除く)の供与
- イ. 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ウ. 被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与
- エ. 医療及び助産
- オ. 災害にかかった者の救出
- カ. 災害にかかった住宅の応急修理
- キ. 学用品の給与
- ク. 埋葬
- ケ. 死体の捜索及び処理
- コ. 災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(4)被害の認定基準

被害区分		判定基準
人的被害		人的被害については、次により区分して掲げるが、重軽傷者の別が把握できない場合はとりあえず負傷者として報告すること。
	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体は確認できないが、死亡したことが確実な者。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者。
	重傷者・軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち、重傷者は1箇月以上の治療を要する見込みの者とし、軽傷者とは、1箇月未満で治療できる見込みの者。
住家被害		「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したもので、または住家の主要構造部の損害割合が、その住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積について20%以上70%未満のもの、または住家の主要構造部の損害割合が、その住家の時価の20%以上50%未満のもの。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものである。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したものと及び全壊・半壊には該当しないが、土砂・竹木の堆積により一時的に居住することができないもの。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。
液状化によるもの	全壊	基礎・床も含めた傾斜が $1/20 \leq$ 四隅の傾斜の平均 住家の基礎等の地盤面下への潜り込み量：床上1mまで
	大規模半壊	基礎・床も含めた傾斜が $1/60 \leq$ 四隅の傾斜の平均 $< 1/20$ 住家の基礎等の地盤面下への潜り込み量：床まで
	半壊	基礎・床も含めた傾斜が $1/100 \leq$ 四隅の傾斜の平均 $< 1/60$ 住家の基礎等の地盤面下への基礎の天端下25cmまで
非住家被害		「非住家」とは住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば、市庁舎・公民館・公立保育所等の公用または公共の用に供する建物。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物。
その他	田の流失、埋没	田の耕土が流失し、または砂利等の堆積のため、耕作が不能になったもの。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。
	畑の流失、埋没、畑の冠水	田の例に準じて取り扱う。
	文教施設	小学校・中学校・高等学校・大学・高等専門学校・盲学校・聾学校・養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設。

	道路	道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋梁を除いたもの。
	橋梁	道路を連結するために河川・運河等の上に架設された橋。
	河川	河川法が適用(昭和 39 年法律第 167 号)され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川、またはこれらの維持管理上必要な堤防・護岸・水利・床止・その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設。
	電話被害	災害により通話不能になった電話の回線数
被害金額	公立文教施設	公立の文教施設。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和 25 年法律第 169 号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和 26 年法律第 97 号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、橋梁、下水道、公園等。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公共または公共の用に供する施設。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立ち木、苗木等の被害。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、魚具、漁船等の被害。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等。

備考	世帯	生計を一にしている実際の生活の単位をいう。
	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって 1 住家として取り扱う
	棟(むね)	独立した一つの建物をいい、離れ、納屋、倉庫等は、母屋とは別に 1 棟として扱う。
	非住家	住家以外の建物でこの報告中、他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。非住家被害は、全壊または半壊の被害を受けたもののみを記入する。
	罹災世帯	災害により建物が全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯。例えば寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので協同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、または同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱う。
	罹災者	罹災世帯の構成員。

## 2. 茨城県被災者生活再建支援補助事業による支援金の支給

### (1)趣旨

自然災害によりその居住する住宅に著しい被害を負った世帯のうち、被災者生活再建支援法（以下「法という。」）の適用の対象とならない世帯の生活再建のため、茨城県被災者生活再建支援補助事業（以下「補助事業」という。）により、法と同趣旨の支援金を支給することで、被災者間の不公平を是正し、被災者の速やかな復興を支援する。

### (2)被害状況の把握及び被災世帯の認定

補助事業の適用に当たっては、当該市町村が住家の被害状況を把握し、次の基準で被災世帯の認定を行う。

#### ①被災世帯の認定

補助事業の対象となる被災世帯は次に掲げるものをいう。

- ア. 当該自然災害により住家が全壊した世帯
- イ. 当該自然災害により住家が半壊し、またはその住家の敷地に被害が生じ、当該住家の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住家に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住家を解体し、または解体されるに至った世帯
- ウ. 当該自然災害により住家が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として被災者生活再建支援法施行令（平成10年政令第361号）第2条に定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住家に居住することが困難であると認められる世帯（②に掲げる世帯を除く。以下「大規模半壊世帯」という。）
- エ. 当該自然災害により住家が半壊した世帯（②及び③に掲げる世帯を除く。）

#### ②住家の滅失等の算定及び住家及び世帯の単位

災害救助法における基準を参照

### (3)補助事業の適用基準

補助事業の対象となる自然災害は、茨城県被災者生活再建支援補助金交付要項第3条の規定により、次に掲げるとおりである。

- ア. 県内において法が適用された市町村が1以上ある自然災害
- イ. 県内において法の適用がないが、住家全壊被害が1世帯以上発生した自然災害

### (4)補助事業の適用手続

#### ①市町村の被害状況報告

市長は、当該自然災害に係る被害状況を収集し、知事に対して報告する。

#### ②補助事業適用の通知

知事は、市町村長の報告を精査した結果、発生した災害が補助事業の適用基準に該当すると認めるときは、市長に対し、補助事業適用を通知する。

## (5) 支援金の支給額

## ① 複数世帯の場合

(単位：万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊 解体	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃借	100	50	150
大規模半壊	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃借	50	50	100
半壊		25		25

## ② 単独世帯の場合

(単位：万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊 解体	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃借	75	37.5	112.5
大規模半壊	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃借	37.5	37.5	75
半壊		18.75		18.75

## (6) 支援金支給申請手続

## ① 支給申請手続等の説明

市は、制度の対象となる被災世帯に対して、支給申請手続等について説明する。

## ② 必要書類の発行

市は、支給申請書に添付する必要がある書類について、被災者からの請求に基づき発行する。

ア. 住民票など世帯が居住する住所の所在、世帯の構成が確認できる証明書類

イ. 罹災証明書類

## (7) 支援金の支給

市は、被災世帯から提出された支給申請書類を審査し、適正と認められる場合は直接口座振替払いにより申請者に支援金を支給する。

## (8) 市町村への補助

県は、被災世帯へ支援金を支給した市町村に対し、支給の実績に基づいてその費用の一部を補助する。

## 第10章 応急復旧・事後処理

目 的	<p>市は、地震の発生により破損したり耐震性が低下した建築物が、さらなる地震等に対して引き続き安全に使用できるか否かの判定（以下「応急危険度判定」という。）を行い、被災建築物による二次災害を防止していくものとする。</p> <p>また、災害のために住家が滅失した被災者のうち、自らの資力で住宅を確保できない者に対しては応急仮設住宅を提供し、災害のため住家が半壊もしくは半焼した者または大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対しては応急修理を行い保護していくものとする。</p>
担当部署	総務課 福祉事務所 都市建設課 環境課

### 第1節 応急危険度判定及び住宅の応急修理

#### 【留意点】

#### （1）想定される地震の種類と対策の対応

被災地域が局所的となるような直下型地震に対しては、地域間及び組織間の住宅応急復旧における応援協力体制の整備や、資材輸送のための緊急輸送路の確保が必要である。

#### （2）要配慮者に配慮した応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設に当たっては、要配慮者の実情に応じ、その構造、配置に十分配慮することが必要である。

また、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮するものとする。

#### 【対策】

#### （1）応急危険度判定

応急危険度判定は次のように実施する。

##### ①判定士等派遣要請・派遣

##### ア 判定士等派遣要請

市は、地震等による二次災害を防止するため、応急危険度判定士及び被災宅地判定士（以下「判定士等」という。）の派遣を県に要請する。

##### イ 判定士等の派遣

県は、市の要請を受け、必要と認められた場合には、直ちに判定士等の派遣を行うとともに、関係団体と判定士等の派遣について協議する。

##### ウ 判定士等の受入体制

判定士等は震災後速やかに市内において判定活動にあたるものとする。

また、市は、判定士等の行う判定活動について、必要な支援を行うものとする。

## ② 応急危険度判定活動

## ア 判定の基本的事項

- a 判定対象建築物は、市が定める判定街区の建築物とする。
- b 判定実施時期及び作業日数は、2週間程度で、一人の判定士等は3日間を限度に判定作業を行う。
- c 判定結果の責任については、市が負う。

## イ 判定の関係機関

- a 市は、判定の実施主体として判定作業に携わる判定士等の指揮、監督を行う。
- b 県は、判定士等の派遣計画や判定の後方支援を行う。

## ウ 判定作業概要

- a 判定作業は、市の指示に従い実施する。
- b 応急危険度の判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」((一財)日本建築防災協会発行)の判定基準により、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の3種類の構造種別ごとに行う。
- c 判定調査票を用い、項目にしたがって調査のうえ判定を行う。
- d 判定は、原則として「目視」により行う。
- e 判定は外部から行い、外部から判定が可能な場合には、内部の調査を省略する。
- f 判定の結果は、「危険」、「要注意」、「調査済」に区分し、表示を行う。
- g 被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査及び民間の保険損害調査との違い等について被災者に明確に説明を行う。

## ③ 被災宅地危険度判定活動

## ア 判定の基本的事項

- a 危険度判定は、被災した市長が行うものとする。
- b 県は、被災した市の要請により、当該市の区域内における危険度判定活動を支援する。
- c 判定結果の責任については、市長が負う。

## イ 判定の関係機関

- a 市は、判定の実施主体として判定作業に携わる被災宅地判定士の指揮、監督を行う。
- b 県は、判定士等の派遣計画や後方支援を行う。

## ウ 判定作業概要

- a 判定作業は、市長の指示に従い実施する。
- b 危険度の判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」(被災宅地危険度判定連絡協議会発行)により行う。
- c 判定調査票を用い、項目に従って調査のうえ、判定を行う。
- d 判定の結果は、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」に区分し、表示を行う。
- e 被災建築物の応急危険度判定調査、住家被害認定調査及び民間の保険損害調査との違い等について被災者に明確に説明を行う。

## (2) 住宅の応急修理

### ①基本事項

#### ア 修理対象世帯

応急修理は、市が、災害のため住家が半壊もしくは半焼した者または大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。

#### イ 修理の範囲

応急修理は、災害に直接起因する損壊のうち居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限の部分に対して行う。

#### ウ 修理時期

応急修理は、災害発生から1月以内に完了するものとする。

### ②資材調達

市において、資材が不足した場合は県（土木部）に要請し、調達の協力を求めるものとする。

## 第2節 応急仮設住宅の提供

### (1) 応急仮設住宅の提供

#### ①基本事項

公営住宅の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。

また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合など、実情に応じて建設型応急住宅による方法も検討し、設置方法を決定する。

#### ②設置基準

応急仮設住宅は、住宅が全壊、全焼または流失し、居住する住宅がない世帯であって、自らの資力では住宅を得ることができない世帯を対象に設置する。着工は災害発生の日から20日以内とし、その供与期間は完成の日から2年以内とする。

#### ③賃貸型応急住宅

県は借り上げる民間賃貸住宅の仕様基準や標準契約書、協定締結団体から提供された借り上げ可能な民間賃貸住宅の借り上げを行う。

#### ④建設型応急住宅

##### ア 設置計画の作成等

市は被災状況等を基に必要となる応急仮設住宅の戸数を県へ報告する。県は市からの報告を基に全体計画を作成する。

##### イ 設置場所の提供等

###### a 設置場所の提供

国及び県は、応急仮設住宅の設置計画に応じて、国・県公有地を提供する。

###### b 設置場所

設置予定場所は、国、県または市公有地とするが、私有地の場合は所有者と市との間に賃貸契約を締結するものとする。なお、その場所の選定に当たっては災害に対する安全性や洪

水、高潮、土砂災害の危険性に配慮するとともに、飲料水が得やすく保健衛生上適当な場所とする。また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

ウ 建設資材の調達

応急仮設住宅の建設は、協定締結団体の協力を得て建設する。

エ 入居者の選定

県が市の協力を得て被災者の状況を調査の上、必要戸数を決定する。また、玄関や浴槽での段差解消や手すりの設置など、入居者に配慮した仮設住宅を建設するとともに、要配慮者の優先順位に努めるものとする。

オ 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅の管理は、当該市町村の協力を求めて県が行う。ただし、状況に応じ当該市に委任することができる。

<b>第3節 清掃計画</b>						
	震災	風水害	航空	鉄道	道路	林野

1. 計画方針

災害時における廃棄物（粗大ごみ、不燃性ごみ、生ごみ、し尿等）や倒壊物・落下物による障害物の発生など、市民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。このため、災害時の処理施設の被害、通信、交通の輻輳等を十分考慮した上で、市は廃棄物やし尿等の清掃処理を適切に実施、環境の保全を図っていくものとする。

2. 実施責任者

災害時における被災地帯の清掃は、市長が行うものとする。

3. 廃棄物の収集処理

市長は、環境衛生班を編成し、災害時の被災地帯のごみ、し尿等の廃棄物の状況を把握するとともに、人員及び資機材等を確保し、廃棄物の収集および処理を実施する。

4. 協力要請

市長は、状況により住民自らによる処理または集積場所への運搬等住民に対し協力を求めるとともに県、近隣市町村、民間の廃棄物処理事業者等に応援を要請する。

5. 臨時の措置

被災市町村として、被災状況を的確に把握した上で、市の災害廃棄物処理計画に基づき、人員体制等の確保、仮置場の設置及び住民への周知広報等を迅速に行い、仮置場等へ災害廃棄物を円滑に誘導する。

加えて、ボランティア等の支援を得て、被災家屋等の片付けや廃棄物の運搬を行う場合には、社会福祉協議会等と連携して支援内容を調整するなど、効率的に作業を進めるものとする。

廃棄物の処理について処理の能力を超え、かつ適当な手段がない場合は、県の指導を受け、環境への影響が最も少ない場所及び方法により応急措置を講じる。

また、県及び市は、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）へ人材・資機材の支援を要請し、災害廃棄物の適正かつ効率的な処理を進める。

市が仮置場を設置した場合には、当該仮置場において、廃棄物の飛散、流出、悪臭等による生活環境への支障や、火災の発生を防止するとともに、廃棄物の処理方法に応じた分別を進める。

災害廃棄物の処理にあたっては、適正な処理ルートを構築し、腐敗性のある廃棄物の早期処理や、廃棄物の再資源化に努める。

## 6. 廃棄物処理施設

### (1) ゴミ処理施設

潮来クリーンセンター 島須 1255 Tel 64-5311

### (2) し尿処理施設

潮来衛生センター 大生 804-409 Tel 67-5602

### (3) 所管

施設管理センター 島須 1258 Tel 64-5050

## 第4節 防疫

震災

風水害

航空

鉄道

道路

林野

### 1. 計画方針

被災地の防疫措置を迅速かつ適切に実施し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）及び予防接種法（以下「予法」という。）に基づき次の事項を行うものとする。

### 2. 本市の実施事項及び要請事項

- (1) 清潔方法及び消毒方法の施行(感染症法第 27 条第 2 項及び第 29 条第 2 項)
- (2) そ族昆虫等の駆除(感染症法第 28 条第 2 項)
- (3) 生活用水の供給(感染症法第 31 条第 2 項)
- (4) 避難所の衛生管理及び防疫指導
- (5) 臨時予防接種の実施(予法第 6 条)

注：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年 10 月 2 日法律第 114 号）

### 3. 医療ボランティア

県及び本市は、必要に応じて、薬剤師会等関係団体に医療ボランティアの確保を要請し、消毒の指導等について協力を仰ぐ。

4. 情報収集・報告

情報収集に当たっては、迅速かつ的確を期し、保健所長は、早急に次の事項を県保健福祉部に報告する。

- ア. 被害状況
- イ. 防疫活動状況
- ウ. 災害防疫所要見込額

5. 災害防疫の実施

災害防疫の実施については、「災害防疫実施要綱」(昭和 40 年 5 月 10 日衛発第 302 号厚生労働省公衆衛生局長通知)により行う。

<b>第5節 障害物の除去計画</b>						
	震災	風水害	航空	鉄道	道路	林野

1. 計画方針

災害に際し住居またはその周辺に運ばれた土砂竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものを除去し、罹災者の日常生活の確保を図るとともに、道路等の利用目的に著しい障害を及ぼしているものを除去し、人的物的輸送を確保しようとするものである。

2. 実施機関

(1)住居またはその周辺に運ばれた障害物の除去

- ア. 住居またはその周辺に運ばれた土砂、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去は、市長が行う。
- イ. 本市のみで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

(2)道路に障害を及ぼしているものの除去

道路に障害を及ぼしているものの除去は、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)に規定する道路管理者が行うものとする。

この場合においても、災害の規模、障害の内容等により、各道路管理者が相互に協力し交通の確保を図るものとする。

3. 障害物の除去

災害救助法が適用された場合の、住居またはその周辺に運ばれた土砂竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去は、同法及びその運用基準によるが、その概要は次のとおりであり、災害救助法が適用されなかった場合においてもこれらに準じて実施するものとする。

(1)障害物の除去の対象となるもの

- ア. 当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの。
- イ. 日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれた障害物の除去に限ること。

- ウ. 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができないもの。
- エ. 住家の被害程度は、半壊若しくは床上浸水したものであること。

(2)障害物の除去の方法

実施機関が自らの組織、作業員あるいは技術者を動員して、障害物の除去を実施する。

(3)障害物除去の救助の程度、方法

(資料「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表」参照)

4. 道路における障害物の除去

道路の利用目的に著しい障害を及ぼしているものの除去は、各道路管理者において、その所有する関係機械、器具車両等をもって速やかにこれを除去し交通の確保を図る。

(1)障害物の集積場所

障害物の集積場所は、それぞれの実施機関において定めるものとするが、市長が管理する道路にかかわる障害物の集積場所は、次の基準により災害発生箇所の近くに設けるものとする。

- ア. 交通に支障ない市有地を選ぶものとする。
- イ. ア. による適地がなく民有地を借用する場合は、所有者と協議し、契約を締結して使用するものとする。

(2)必要な機械器具の現況等

本市が保有する機械器具において対処するものとするが、災害の種類、規模及び程度により保有する機械器具が不足するときは、県及び市内土木業者の協力を求め、借用または調達使用するものとする。

<b>第6節 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動</b>						
	震災	風水害	航空	鉄道	道路	林野

道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努めるとともに、道路施設の応急復旧活動に際し、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設についても、緊急点検を実施する。

災害発生後直ちに、被災現場及び周辺地域ならびにその他の地域において、交通安全施設の緊急点検を実施し、災害により破損した交通安全施設の早期復旧に努める。

<b>第7節 危険物に対する応急対策</b>	<b>震災</b>	<b>風水害</b>	<b>航空</b>	<b>鉄道</b>	<b>道路</b>	<b>林野</b>
------------------------	-----------	------------	-----------	-----------	-----------	-----------

## 7-1 危険物の流出に対する応急対策

道路輸送中における、危険物等(石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物及び放射性物質(放射性同位元素またはそれを含有する物質等放射線を放出する物質)をいう。以下同じ。)の漏洩・流出、飛散、火災、爆発等の災害の発生、または発生するおそれがある場合の応急対策は、県風水害等対策計画編7危険物等災害対策計画に準じ、情報収集・伝達、活動対策の確立、応急対策を実施する。

## 7-2 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故応急対策

核燃料物質等の事業所外運搬中に原災法第10条第1項前段に規定された通報すべき事象(以下、「特定事象」という。)が発生した場合は、次により、原子力事業者等、国、県は連携して、応急対策を実施する。

## 1. 原子力事業者等

原子力防災管理者は、核燃料物質等の運搬中に特定事象の発生を発見、発見の通報を受けた場合、原災法に基づき、国、県、事故等の発生場所を管轄する市町村、警察機関、消防機関、原子力緊急時支援・研修センター等の関係機関に事故情報を文書で送信する。加えて、主要な機関等に対しては、その着信を確認するものとし、以後、応急対策の状況等を随時連絡するものとする。

原子力事業者等は、事故等発生後直ちに適当な方法により、立入制限区域の設定、汚染や漏えいの拡大防止対策、遮へい対策、モニタリング、消火や延焼の防止、救出や避難等の危険時の措置を迅速かつ的確に実施するものとし、併せて現地へ必要な要員を速やかに派遣し、消防機関、警察機関と協力して応急対策を実施する。さらに、必要に応じ、他の原子力事業者に要員及び資機材の派遣要請を行い、応急対策に万全を期する。

## 2. 国

国は、核燃料物質等の運搬中の事故により、特定事象が発生した旨の通報を受けた場合には、速やかに関係省庁事故対策連絡会議を開催する。さらに、原災法第15条に規定された原子力緊急事態に至った場合には、同法に基づき直ちに原子力緊急事態宣言を発するとともに、原子力災害対策本部及び現地対策本部を設置し、原子力施設における原子力災害に準じた緊急事態応急対策を原子力事業者等とともに主体的に講じる。

## 3. 本市(消防機関)

事故の通報を受けた市(消防機関)は、直ちにその旨を県(生活環境部原子力安全対策課)に報告するとともに、事故状況の把握に努め、事故の状況に応じて職員の安全を図りながら、原子力事業者等と協力して、消火、救助、救急等必要な対応を行う。

## 4. 県(警察本部、警察署)

事故の通報を受けた警察機関は、事故状況の把握に努め、事故の状況に応じて職員の安全確保

を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な対応を行う。

## 5. 県(生活環境部)

県は、国と連携して事故の状況把握に努め、必要に応じて災害対策本部を設置するほか、市町村、警察等関係機関と連携して、事故現場周辺の住民避難の指示など必要な措置を講ずる。

## 第8節 行方不明者等の搜索

震災	風水害	航空	鉄道	道路	林野
----	-----	----	----	----	----

### 1. 計画方針

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される行方不明者等を搜索し、または災害の際に死亡した者について死体識別等のための処理を行い、かつ死体の応急的な埋葬を実施する計画とする。

### 2. 実施機関

- ア. 行方不明者等の搜索、収容、処理及び埋葬は市長が行う。ただし、災害救助法を適用した時の遺体の処理については県が自ら行うことを妨げない。
- イ. ア. により県の行う遺体の処理は、日赤茨城県支部との委託契約に基づき日赤茨城県支部及び県が組織する救護班により実施する。

### 3. 救助

災害救助法が適用された場合の救助基準等は、同法及びその運用方針によるものとし、その概要は次のとおりであるが、災害救助法が適用されなかった場合においてもこれに準ずるものとする。

#### (1)行方不明者等の搜索

##### ①遺体の搜索を受ける者

- ア. 行方不明の状態にある者で、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者。
- イ. 死亡した者の居住地に災害救助法が適用されたか否かは問わないこと。
- ウ. 死亡した者の住家の被害状況は関係がないこと。
- エ. 死亡した原因は問わないこと。

##### ②災害に係った者の救出の救助の程度、方法

(資料「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表」参照)

#### (2)死体の処理

##### ①死体を処理する場合

- ア. 災害による社会混乱のため死体の処理を行うことができない場合
- イ. 災害救助法適用市町村以外の市町村に漂着した場合
- ウ. 死体取扱規則(昭和33年国家公安委員会規則第4号)の規定により、警察官の死体見分終了後警察当局から遺族または市長に引渡された後の必要な遺体の処理をする場合

②死体の処理内容

- ア. 遺体の洗浄，縫合及び消毒等の処理
- イ. 遺体の一時保存
- ウ. 検案

(3)死体の搜索，死体の処理の救助の程度，方法

資料「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度，方法及び期間早見表」参照

4. 埋葬

(1)埋葬を行う場合

- ア. 災害時の混乱の際に死亡した者
- イ. 災害のために埋葬を行うことが困難な場合

(2)埋葬期間

災害発生の日から 10 日以内。

(3)埋葬の方法

埋葬の程度は，応急的な仮葬とし，土葬または火葬とする。

(4)埋葬の救助の程度，方法

(資料「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度，方法及び期間早見表」参照)

5. その他

(1)身元不明者に対する措置

身元不明者の措置については所持品，着衣，人相，特徴等を写真に収め，知事，行方警察署長等と緊密に連絡し，関係方面に手配するとともに，遺体の写真の掲示，縦覧などを行って早期に確認できるように努める。

(2)遺体の搜索及び収容

遺体の搜索及び収容は，災害時においては救助活動と併せて実施するが，災害の規模及び程度により，これによりがたい場合は，別に搜索班(救助班)を編成し，行方警察署，その他関係機関の応援を得て実施する。

(3)遺体の検視

遺体を発見したときは，行方警察署に届出をし，死体取扱規則により検視を受けた後，市長若しくは遺族が引渡しを受けるものとする。

6. 火葬場，埋葬場所及び死体の一時保存のための収容所等

(1)火葬場

表－火葬場一覧

所在地	電話番号	名称	処理能力	管理人
行方市手賀 4339-39	0299-55-2710	霞ヶ浦聖苑	火葬炉 5 基，予備炉 1 基	鹿行広域事務組合

(2)埋葬場所

市内共同墓地若しくは市長の指定する場所。

(3)遺体の一時保存のための収容所

遺体の一時保存のための収容所は，公共施設または寺院を借上げて使用する。

第9節 被災証明書の発行

震災

風水害

航空

鉄道

道路

林野

市長は救助事務の重複防止のため，被災者台帳に基づき，被災証明書(別記仕様書第 21 号)をいつでも発行できるように整備しておくものとする。